

## 資料編

### 1 計画策定の根拠となる法令等

- 1 茅ヶ崎市環境基本条例
- 2 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 3 気候変動適応法
- 4 茅ヶ崎市・寒川町気候非常事態宣言

### 2 計画策定の経緯

- 1 計画策定経過
- 2 茅ヶ崎市環境審議会委員名簿
- 3 茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会委員名簿
- 4 諮問・答申

### 3 市民意見の反映

- 1 市民・事業者意識調査結果
- 2 ちがさき環境ワークショップ結果
- 3 市民討議会結果
- 4 市民活動団体アンケート結果
- 5 パブリックコメント実施結果

### 4 温室効果ガス排出量の推計

- 1 地域の温室効果ガス排出量の推計方法
- 2 市の事務事業の温室効果ガス排出量の推計方法
- 3 削減目標の設定

### 5 用語集

# 1

## 計画策定の根拠となる法令等

### 1

#### 茅ヶ崎市環境基本条例

平成 8 年 9 月 27 日

条例第 25 号

私たちのまち茅ヶ崎は、南に相模湾を望み、北には緑豊かな自然に恵まれた丘陵や谷があり、四季を通じて温暖な気候の中で、古くから人々が心からやすらぐことができる暮らしやすいまちとして発展してきた。

しかしながら、人口集中による都市化が進行した結果、身近な自然環境が減少するとともに、大気汚染や水質汚濁などの都市生活型環境問題が進行している。さらに、私たちは、物質的豊かさの恩恵を受けて、便利で快適な生活を享受している一方、環境問題は地球的な規模にまで拡大し、将来の世代にまで影響を及ぼし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

私たちは、地球環境保全が人類共通の課題であることを認識して、豊かな自然環境を保全するとともに、資源の浪費につながる生活様式や社会経済活動を見直していかなければならない。

もとより、私たちは健康で文化的な生活を営む上で必要とされる健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

このような認識を踏まえて、自然と人との豊かなふれあいが保たれる環境の保全及び創造をすべての人が推進するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての人々が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然と人との豊かなふれあいの実現をめざして、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を造るよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、その日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境への優先的配慮を前提とした総合的な施策(以下「環境施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境汚染の防止その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(環境施策)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境施策を実施するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭その他のものによる環境の保全上の支障を未然に防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 豊かな自然の恵みを楽しむため、海岸、川、森林、農地等における多様な自然環境を適正に保全していくこと。
- (3) うるおいとやすらぎのある都市環境を創造するため、緑や水系を生かした利用者に優しい都市施設の整備、良好な都市景観の確保、歴史的文化的遺産の保全及び活用、自然災害に強い安全で快適なまちづくり等を総合的かつ計画的に図ること。
- (4) 日常生活や事業活動による環境への負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用に努めるとともに、廃棄物の排出の抑制を図ること。
- (5) 地球環境保全を推進するため、市域の自然的社会的条件に応じた地球環境保全に関する施策の推進に努めること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本方針となる茅ヶ崎市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示すものとする。

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、茅ヶ崎市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平10条例45・一部改正)

(行動指針の策定等)

第 10 条 市は、基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、環境の保全及び創造に資するよう行動するための指針を定めるものとする。

2 市、市民及び事業者は、前項の指針に基づいて行動するものとする。

(総合的調整)

第 11 条 市は、環境の保全及び創造を実効的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うものとする。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境に関する市の主要な施策又は方針の立案に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造を推進するために必要と認める事項

(茅ヶ崎市環境調整会議)

第 12 条 前条に規定する総合的調整を行うため、茅ヶ崎市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

2 調整会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(環境影響評価の推進)

第 13 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第 14 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動を行う意欲が増進されるよう教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図るものとする。

(市民等の活動への支援)

第 15 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の充実)

第 17 条 市は、環境施策を適正に実施し、及び環境の状況の把握をするために必要な調査及び研究に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 18 条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 19 条 市は、環境施策に関し、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境施策の報告)

第 20 条 市長は、基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(平 10 条例 45・旧第 21 条線上)

(市民等の意見)

第 21 条 市民等は、報告書が公表された日から市長が定める日まで、報告書について市長に意見書を提出することができる。

(平 10 条例 45・旧第 22 条線上)

## (審議会の意見等)

第 22 条 市長は、前条に規定する市長が定める日後、速やかに報告書について審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くときは、前条の規定により提出された意見書を審議会に提出するものとする。

3 市長は、報告書について審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平 10 条例 45・旧第 23 条繰上)

## (委任)

第 23 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平 10 条例 45・旧第 24 条繰上)

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条、第 12 条、第 20 条及び次項の規定は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年茅ヶ崎市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正)

3 茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和 49 年茅ヶ崎市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 附 則(平成 10 年条例第 45 号)抄

1 この条例は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

## 2

## 地球温暖化対策の推進に関する法律

平成十年法律第百十七号  
地球温暖化対策の推進に関する法律

※関連する条項のみ抜粋

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

- 一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量



- 二 京都議定書第六条 1 に規定する排出削減単位
- 三 京都議定書第十二条 3 (b) に規定する認証された排出削減量

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

#### 第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

(国及び地方公共団体の施策)

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの

## 利用の促進に関する事項

二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

## （事業活動に伴う排出抑制等）

第二十三条 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

## （日常生活における排出抑制への寄与）

第二十四条 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下この条において「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を行うに当たっては、



必要に応じ、日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(温室効果ガス算定排出量の報告)

第二十六条 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあつては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であつて主務省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合（次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。）」とする。

3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

(情報の提供等)

第三十二条 特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第二十六条第一項の規定による報告に添えて、第二十九条第四項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。

5 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、第二項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。

6 前二条の規定は、前項の規定による公表があつた場合に準用する。

(事業者の事業活動に関する計画等)

第三十六条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、

単独で又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

#### 第五章 森林等による吸収作用の保全等

第四十二条 政府及び地方公共団体は、地球温暖化対策計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

## 3 気候変動適応法

平成三十年法律第五十号

気候変動適応法

※関連する条項のみ抜粋

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）その他の気候の変動（以下「気候変動」という。）に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。

2 この法律において「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (事業者の努力)

第五条 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (国民の努力)

第六条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 第三章 気候変動適応の推進

#### (地域気候変動適応計画)

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

2 地域気候変動適応センターは、研究所との間で、収集した情報並びにこれを整理及び分析した結果の共有を図るものとする。

#### (関連する施策との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災に関す

る施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

## 4

## 茅ヶ崎市・寒川町気候非常事態宣言

## 茅ヶ崎市・寒川町 気候非常事態宣言

私たちのまち茅ヶ崎・寒川は、みどりと大河、そして海に抱かれ、人々の生活と文化が育まれています。

しかし、近年、猛暑や大型台風、度重なる豪雨にさいなまれ、まさに今、気候変動の脅威に直面しています。

世界では、この要因である二酸化炭素の排出量を削減し、産業革命前と比較して、平均気温の上昇を、2℃より十分低く保つとともに、1.5℃未満に抑える努力をする目標が掲げられました。

この目標を達成するためには、世界全体で、あらゆるステークホルダーが対応策を講じ、継続的に進めることが必要です。

この非常事態に際し、茅ヶ崎市と寒川町は、住民や事業者、団体と連携・協力し、気候の危機を正しく理解するとともに、豊かな環境が保たれた、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動対策に取り組みます。

1. あらゆる対応策を講じ、2050年までに、「二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指します。
2. 深刻化する自然災害、猛暑による健康被害、農水産業への影響などを正しく理解し、気候変動に対する適応策を推進します。
3. 住民や事業者、団体、行政などが、情報を共有し、連携・協力して気候変動対策に取り組みます。

2021年4月1日

茅ヶ崎市長

佐藤 光

寒川町長

木村 俊雄



## 2

## 計画策定の経緯

## 1

## 計画策定経過

年月日	実施内容
<b>令和元（2019）年</b>	
5月30日（木）	茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会（令和元年度第1回） ・茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の総括評価について
6月11日（火）	茅ヶ崎市環境審議会（令和元年度第1回） ・茅ヶ崎市環境基本計画の改定について
6月28日（金） ～7月20日（土）	「市民・事業者意識調査」の実施
7月26日（金）	茅ヶ崎市環境審議会（令和元年度第2回） ・茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）総括評価について（諮問）
8月27日（火）	茅ヶ崎市環境審議会（令和元年度第3回） ・茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）総括評価について
9月7日（土）	ちがさき環境ワークショップ（第1回）の開催
9月13日（金）	茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会（令和元年度第2回） ・茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の総括評価について（諮問）
10月9日（水）	茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会（令和元年度第3回） ・茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の総括評価について
10月18日（金）	茅ヶ崎市環境審議会（令和元年度第4回） ・茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）総括評価について（答申案）
10月26日（土）	市民討議会の開催
11月28日（木）	茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会（令和元年度第4回） ・茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の総括評価について（答申案）
11月30日（土）	ちがさき環境ワークショップ（第2回）の開催
<b>令和2（2020）年</b>	
1月18日（土）	ちがさき環境ワークショップ（第3回）の開催
1月27日（月）	茅ヶ崎市環境審議会・茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会（令和元年度第5回） ・茅ヶ崎市環境基本計画骨子素案について
2月18日（火）	茅ヶ崎市環境審議会・茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会（令和元年度第6回） ・茅ヶ崎市環境基本計画骨子素案について
7月13日（月）	茅ヶ崎市環境審議会（令和2年度第1回） ・茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（諮問）
7月16日（木） ～8月31日（月）	茅ヶ崎市環境審議会（分科会）（第1回～第3回） （生活環境分科会、温暖化対策分科会、自然環境分科会）
7月31日（金） ～8月23日（日）	市民活動団体アンケートの実施
9月11日（金）	茅ヶ崎市環境審議会（令和2年度第2回） ・茅ヶ崎市環境基本計画骨子について

年月日	実施内容
10月1日(木)	茅ヶ崎市環境審議会(令和2年度第3回) ・茅ヶ崎市環境基本計画骨子について(答申案)
12月23日(水)～ 令和3年1月21日(木)	パブリックコメント
<b>令和3(2021)年</b>	
4月	計画の策定

## 2

## 茅ヶ崎市環境審議会委員名簿

茅ヶ崎市環境審議会委員（令和元年6月～令和3年3月）

委員名	所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法
伊藤 隆	公募の市民委員
高祖 峰夫	公募の市民委員
小林 信武	公募の市民委員
塩原 融	公募の市民委員
羽角 章	公募の市民委員
河内 昇（～令和2年6月） 永澤 鐵男（令和2年7月～）	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会
朝倉 利之（～令和元年12月） 小島 忠男（令和2年1月～）	茅ヶ崎商工会議所 専務理事 茅ヶ崎商工会議所 副会頭
小澤 繁隆（～令和2年6月） 岡本 重雄（令和2年7月～）	さがみ農業協同組合 非常勤理事 さがみ農業協同組合 理事
◎小池 文人	横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授
園原 和夏	日本大学生物資源科学部 専任講師
○山田 修嗣	文教大学国際学部 教授
田中 徳久	神奈川県立生命の星・地球博物館 学芸部長
坂本 広美	神奈川県環境科学センター 調査研究部長
内藤 千春（令和2年7月～）	東京電力パワーグリッド（株）平塚支社 次長
平瀬 裕介（令和2年7月～）	東京ガス（株）神奈川西支店 副支店長
平本 善昭（令和2年7月～）	神奈川県地球温暖化防止活動推進員
丸山 尊之（令和2年7月～）	（株）アルバック 総務部 環境・労働安全課長
湯浅 陽一（令和2年7月～）	関東学院大学 社会学部 教授

◎は会長、○は副会長

## 3

## 茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会委員名簿

## 茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会委員（令和元年5月～令和2年6月）

委員名	所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法
原田 順一	公募の市民委員
保屋野 ゆき	公募の市民委員
○上野 ひろみ	NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワーク 代表理事
本田 弘巳	イオンリテール（株）イオン茅ヶ崎中央店 マーケティング課長
遠藤 光春	神奈川中央交通（株）総務課長
加藤 哲也（～令和元年8月） 内藤 千春（令和元年9月～）	東京電力パワーグリッド（株）平塚支社 次長
平瀬 裕介	東京ガス（株）神奈川西支店 副支店長
織田 育男	電源開発（株）技術開発部茅ヶ崎研究所 業務グループ リーダー
鍋谷 耕治	トピー工業（株）技術開発生産技術設備グループ 主幹
山口 政美（～令和元年8月） 笹尾 日出人（令和元年9月～）	（株）アルバック 環境・安全部 2課課長 （株）アルバック FM・環境安全部 FM・管理課課長
◎山田 修嗣	文教大学国際学部 教授
藤野 純一	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）上席研究員
塩原 融	元 公益財団法人国際超電導産業技術センター 超電導工学研究所 所長
平本 善昭	神奈川県地球温暖化防止活動推進員

◎は会長、○は副会長

※令和2年7月より茅ヶ崎市環境審議会へ統合しました。

## 4

## 諮問・答申

### 茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（諮問）

2 茅環政第7号  
令和2年7月3日

茅ヶ崎市環境審議会  
会長 小池文人 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光

### 茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（諮問）

このことについて、茅ヶ崎市附属機関設置条例第2条別表茅ヶ崎市環境審議会の項の規定により諮問します。

#### 1 諮問事項

茅ヶ崎市環境基本計画の改定について

#### 2 諮問の趣旨

本市では、茅ヶ崎市環境基本条例第9条に基づき、平成23年3月に「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」を策定し、目指すべき環境の将来像に向け、環境施策を展開してきました。また、平成25年3月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域の温室効果ガスを削減する総合的かつ計画的な施策を実行していくことを目的として、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」を策定し、取り組みを進めてまいりました。

両計画が令和2年度に計画期間の満了を迎えるにあたり、環境施策をより総合的に推進するため、「茅ヶ崎市温暖化対策実行計画」を「茅ヶ崎市環境基本計画」に包含させた、令和3年度を始期とする新たな計画を策定するものとします。

次期環境基本計画の策定にあたっては、改めて本市を取り巻く社会情勢の変化等を鑑み、「持続可能な開発目標（SDGs）」や京都議定書に代わる温室効果ガス排出削減のための新たな国際的枠組み「パリ協定」等の国際的な潮流や、東日本大震災以降のエネルギー政策の見直し等の国内の動向、本市の環境の現況、環境に関する市民意識等を踏まえることが重要であることから、貴審議会の意見を求めます。

（事務担当 環境部環境政策課環境政策担当）



## 茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（答申）

令和2年11月5日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市環境審議会  
会長 小池文人

## 茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（答申）

令和2年7月3日付け2茅環政第7号で諮問のありました標記のことについて、以下のように答申いたします。

諮問のありました次期環境基本計画については、現行計画に加え、生活環境に関する部分や現行の地球温暖化対策実行計画を包含した、より広範な環境分野を計画対象としており、それぞれ計画策定の背景を意識した政策や施策と目標の設定に向けて審議しました。

審議にあたっては、環境審議会委員を、政策目標1をあつかう「自然環境分科会（園原和夏分科会長以下6名）」と、政策目標2、3をあつかう「生活環境分科会（湯浅陽一分科会長以下6名）」、政策目標4をあつかう「温暖化対策分科会（山田修嗣分科会長以下6名）」に分け、分科会として協議を行い、各分科会に共通する環境教育・環境学習、環境活動に取り組む人材育成の分野である政策目標5については全審議会委員で協議したのち、全政策目標を取りまとめた環境審議会答申を作成しました。なお新型コロナウイルス感染症の感染拡大により一部の議論は書面会議で行っています。

「茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（答申）」の作成にあたっては、現行の環境基本計画のような、環境審議会委員や市民が中心となって具体的な施策レベルのアイデアを出し合い、これを取りまとめて政策形成する手法とは異なり、市が取りまとめた無作為抽出アンケートである「市民・事業者意識調査」と、文教大学湘南総合研究所と公益社団法人茅ヶ崎青年会議所で構成される茅ヶ崎市「市民討議会」実行委員会、市が協力し、無作為抽出された市民による「市民討議会」、公募市民による「ちがさき環境ワークショップ」などの成果も生かして事務局が中心となって骨子案を作成し、これをもとに審議会で議論を行いました。また、環境をテーマとしている市民活動団体向けの意識調査も参考とさせていただきながら、環境審議会としての意見を取りまとめ答申を作成しました。

なお、本答申は、新型コロナウイルス感染症の拡大という特別な状況下における環境への影響等も議論しながらの答申となっています。

この答申をもとに未来の環境創造に寄与する環境基本計画を策定して頂き、計画を実行することで市民が素晴らしい環境を享受できる茅ヶ崎市をつくって頂けるようお願いいたします。

# 3

## 市民意見の反映

### 1

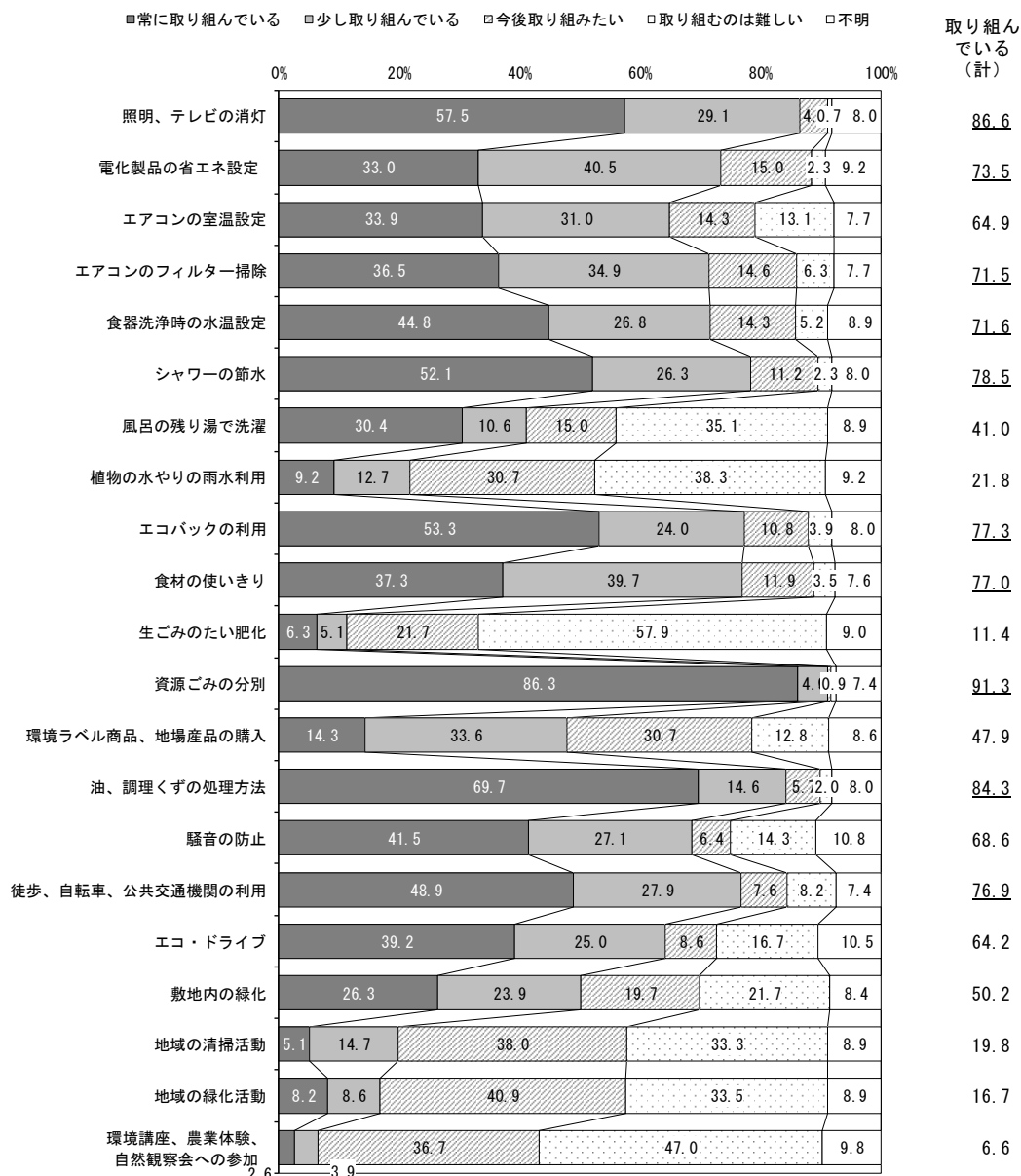
#### 市民・事業者意識調査結果

本計画の第2章に調査の概要及び結果の一部を掲載しています。

第2章に掲載していない結果を一部抜粋し、本資料編内で紹介します。

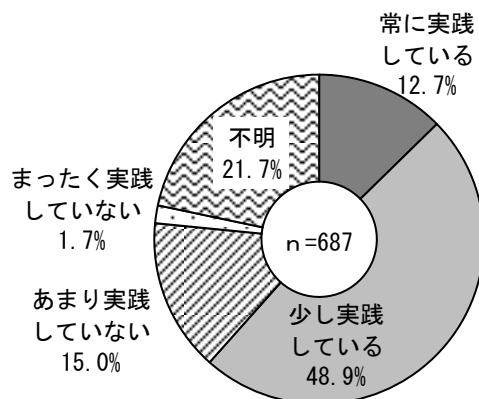
#### ① 普段取り組んでいる環境活動（市民）

『取り組んでいる（計）（「常に取り組んでいる」「少し取り組んでいる」の合計）』では、「資源ごみの分別（91.3%）」、「照明、テレビの消灯（86.6%）」、「油、調理くずの処理方法（84.3%）」が多く、『取り組むのは難しい』では、「生ごみのたい肥化（57.9%）」、「環境講座、農業体験、自然観察会への参加（47.0%）」、「植物の水やりの雨水利用（38.3%）」が高い割合を占めています。



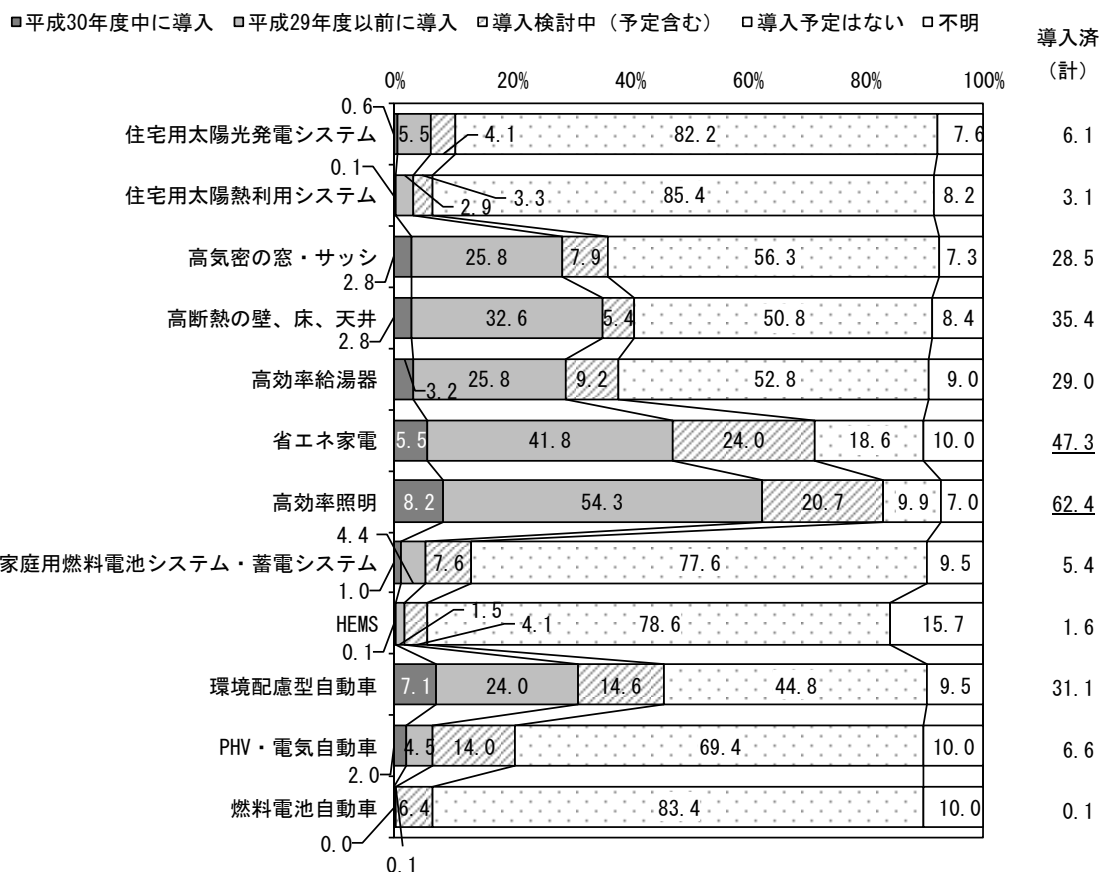
## ② 地球温暖化防止の取り組みの実践状況（市民）

家庭内での地球温暖化防止への取り組みでは、「常に実践している」が12.7%、「少し実践している」が48.9%となっており、6割以上が何らかの取り組みを実践しています。



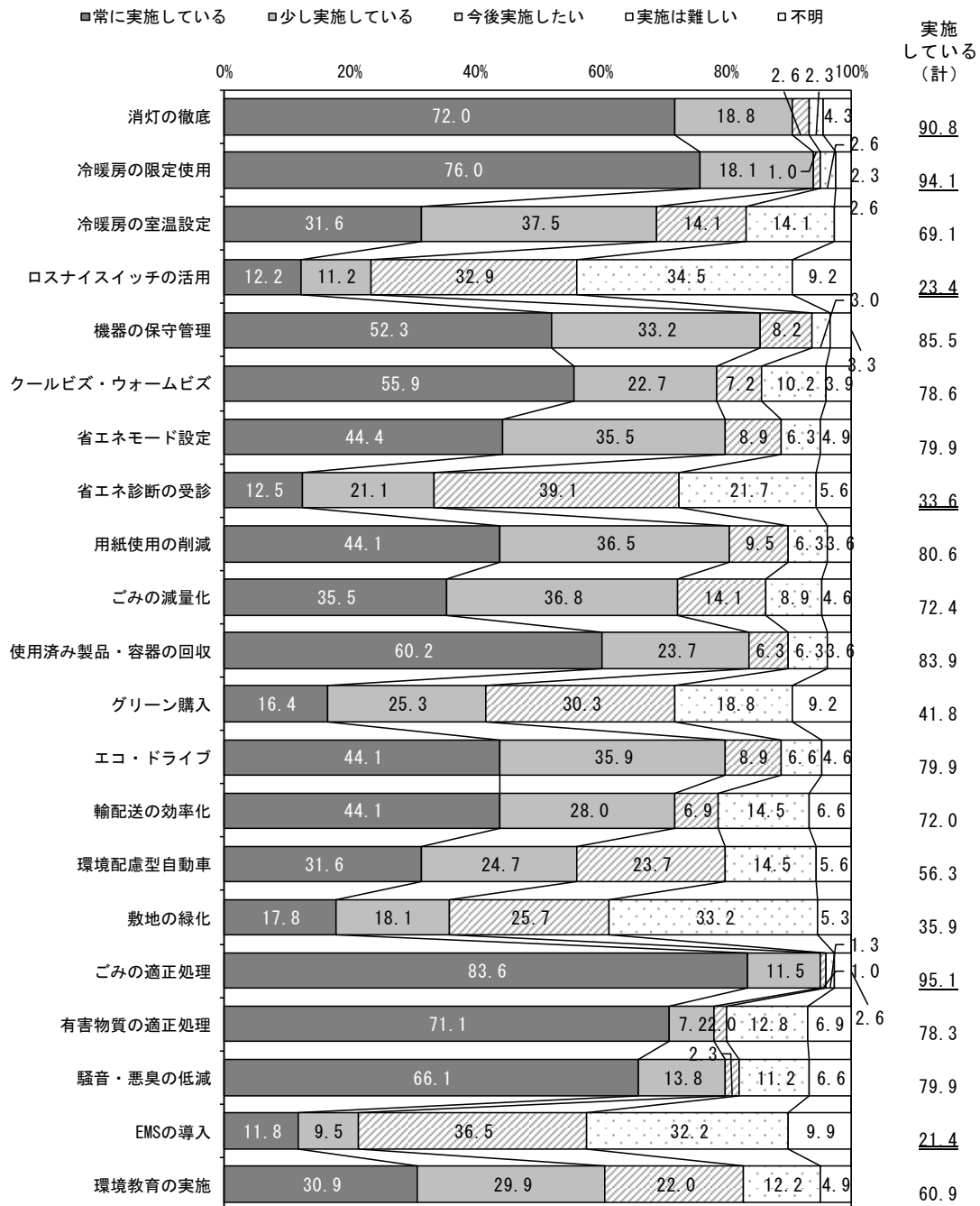
## ③ 地球温暖化防止につながる機器等の導入状況（市民）

地球温暖化防止につながる機器や設備などの導入状況を聞いたところ、『導入済（計）（「平成30年度中に導入」「平成29年度以前に導入」の合計）』では「高効率照明（62.4%）」、「省エネ家電（47.3%）」が多くなっています。



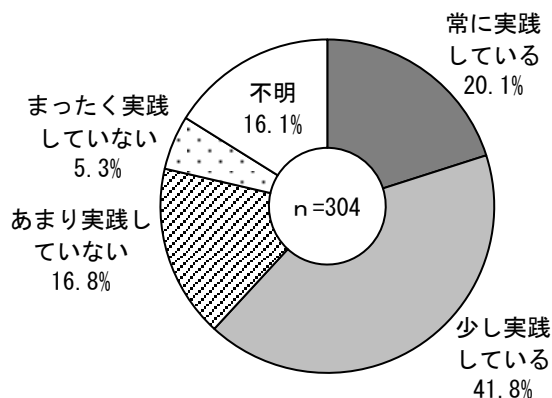
#### ④ 日常業務での環境配慮活動（事業者）

日常業務の中で実施している環境配慮活動について聞いたところ、『実施している（計）（「常に実施している」「少し実施している」の合計）』では「消灯の徹底」「冷暖房の限定使用」「ごみの適正処理」が9割以上となっています。一方、「ロスナイスイッチの活用（23.4%）」、「省エネ診断の受診（33.6%）」、「EMSの導入（21.4%）」の実施率が低くなっています。



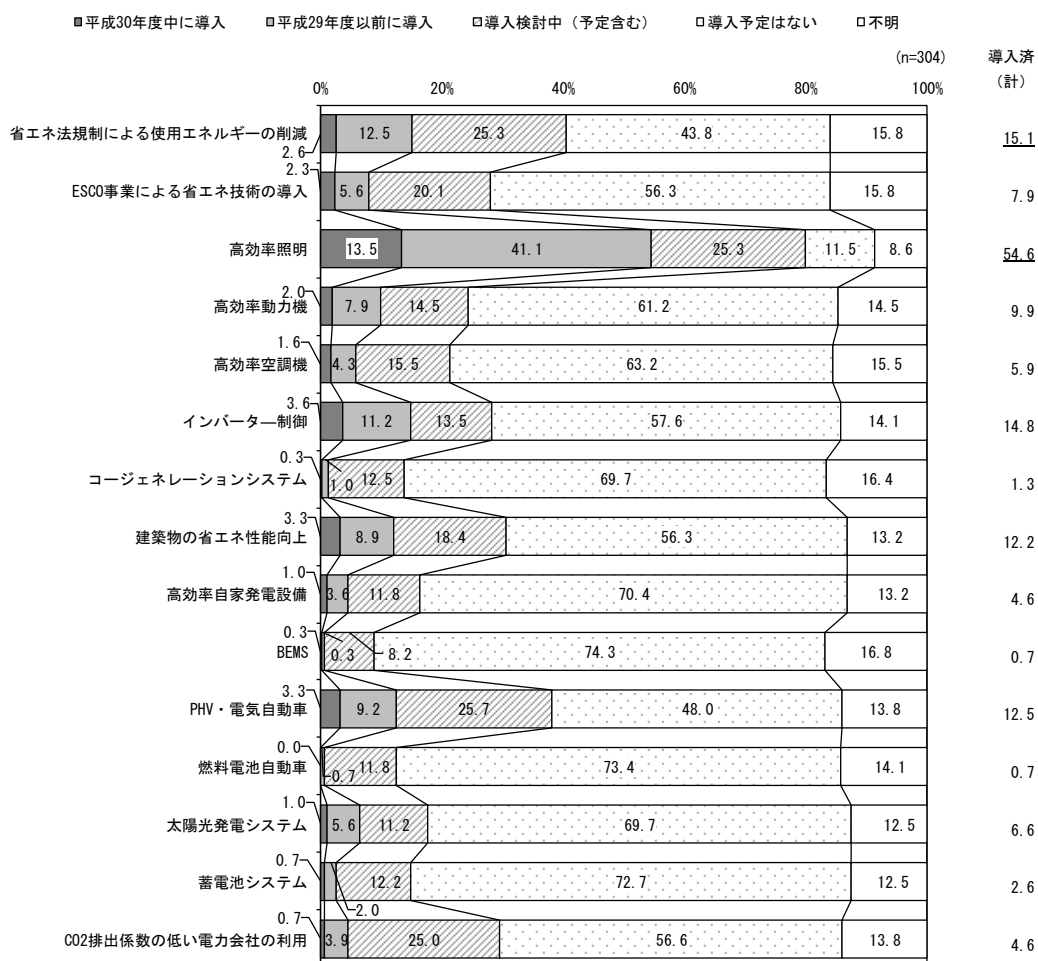
## ⑤ 地球温暖化防止の取り組みの実践状況（事業者）

事業所の地球温暖化防止への取り組み状況については、「常に実践している」が20.1%、「少し実践している」が41.8%となっており、6割以上が何らかの取り組みを実践しています。



## ⑥ 地球温暖化防止につながる機器等の導入状況（事業者）

地球温暖化防止につながる機器や設備などの導入状況を聞いたところ、『導入済（計）（「平成30年度中に導入」「平成29年度以前に導入」の合計）』では「高効率照明」が54.6%と最も高く、次いで「省エネ法規制による使用エネルギーの削減」（15.1%）となっています。一方、高効率照明を除くすべての項目に対し、4割以上の事業者が「導入予定はない」と回答しています。





## 2

## ちがさき環境ワークショップ結果

本計画の第2章にワークショップの概要を掲載しています。本資料編内では意見の概要を紹介し  
ます。

### ① 自然共生について

#### みどり

- ・市域北部の農地、緑地の保全が必要である。大気汚染の改善にも貢献している。
- ・谷戸の保全は隣接する自治体との連携を図るべき。市境界で取り組みが異なれば、有効な保全はできない。
- ・海岸の松原は、三保の松原に匹敵する自然資源であると思うので、隣接自治体と連携して保全していけると良い。マツクイムシ被害への対処など質の保全も図っていかなければならない。
- ・みどりだけでなく、河川の保全にも力を入れてほしい。
- ・水循環の取り組みを行うには、流域自治体との連携が不可欠である。
- ・農地を保全するためには「生業」としての農業が成立することが大事。安全なものを食べられるという安心感と農地保全が結びつくと良い。
- ・里山～川～海までをつなぐフットパスの取り組みがあると良い。
- ・子どもが自然と関われる場やのびのびと遊べる空間が必要である。

#### 生きもの

- ・里山～川～海をつなぐネットワークづくりが重要である。生物多様性にも貢献する。
- ・小出川の多自然型川づくりが進むと良い。行谷あたりに生きものがすみやすい場所を保全してほしい。
- ・条例などで生きものの生息・生育場所を保全できないか。

### ② 良好な生活環境について

#### 公園・緑地

- ・子どもが遊べる環境（場所）が少なくなってきた。公園でのボール遊びの禁止等、子どもが生き生きと遊べない。夏休みの暑いときに外で遊ぶ場所がない。

#### 景観

- ・電線類の地中化を進めてほしい。景観も良くなるし、歩行者や自転車の安全性向上につながる。

### ③ 資源循環について

#### ごみの分別

- ・自治会の取り組みにより、茅ヶ崎では4Rが根付いている。レジ袋を使う人も少ない。
- ・紙もリサイクル資源にできるものが燃えるごみで出されている。
- ・他市では高齢者がごみステーションまで持って行けない場合、近所で助け合っている。

### プラスチックごみ

- ・プラスチックの袋が増えた。プラスチックの回収戦略を見直すべきではないか。
- ・海洋プラスチックなどは茅ヶ崎だけの問題ではない。(大きな問題である) マイクロプラスチックになる前に解決する必要がある。
- ・将来的にはプラスチックゼロの社会づくりへ。

### リサイクル

- ・資源物をリサイクル材料として売れるものにする(リサイクルの質を高める)。
- ・松の枯れ葉をペレット(固形燃料)化するなど、ごみにせず有効活用する。
- ・ごみ焼却場が発電に活用されていることの積極的な情報発信が必要である。

## ④ 気候変動について

### 省エネ行動

- ・市民へ啓発しているつもりになっているだけで、本当に知られていないのではないか。普及・啓発だけで満足していないか。
- ・普及・啓発だけではなく、実際の削減効果はどれくらいあるのか、具体的に何をすればどの位削減できるのかまで考える必要がある。

### 事業所

- ・事業活動の拡大とともに CO<sub>2</sub> 排出量が増える。企業が省エネ・CO<sub>2</sub> 削減を推進していくことが重要である。
- ・中小企業が取り組める、一歩踏み出せるようなインセンティブが必要では。
- ・経済活動(収入源をかせぐ)と環境活動を一体的に考える必要がある(環境対策に充てる税収を増やす)。

### 再エネ

- ・ソーラーシェアリング普及の動向が気になる。まずは市民農園から導入してはどうか。

### 適応策

- ・茅ヶ崎市では地球温暖化への危機感が薄い、今後茅ヶ崎市でも大雨による水害の可能性を考慮して対策していく必要があるのではないか。
- ・緩和策とともに、適応策も重要である。

## ⑤ 環境保全活動について

### 意識向上

- ・小さいことの積み重ね、市民一人ひとりの意識を高めていくしかない。
- ・市民の身近な生活に関係していること、実感がないと行動しない。
- ・自分の努力が報われているのかが感じられることが重要である。
- ・効果的な情報発信の方法について検討していかなければならない。

### 普及・啓発

- ・小中学生に環境のことをしっかりと考えてもらえる仕組みづくりをする。
- ・小学生がイベント等に参加してくれれば、保護者も参加するので効果的である。

- ・地域の集まりに参加できない人も巻き込む努力が必要である。

#### 環境活動

- ・ボランティア活動に積極的に参加してもらう必要がある。
- ・ボランティアで参加した方にメリットを。
- ・活動を報告できる場、発表できる場があると良い。
- ・活動団体間の横のネットワークづくりも必要である。
- ・市内出身の著名人や事業者から協力してもらう仕組みはできないか（ネーミングライツなど）。

## 3 市民討議会結果

本計画の第2章に市民討議会の概要を掲載しています。本資料編内では意見の概要を紹介します。

### ① 私たちが取り組むべきと思う環境について

#### 自然共生

- ・海、湘南の海を取り戻す（ビーチクリーンなど目で見てわかるような活動に子どもと参加することで環境について考えていけると良い、きれいな海の実現、マイクロプラスチック、景観としての海、ボランティア活動）。
- ・緑地を増やす。
- ・生きもの、生物多様性の保全。

#### 生活環境

- ・住環境、子育て環境の向上。

#### 資源循環

- ・ごみ問題の改善（ルール・マナー・有料化・ごみ出し・分別・ポイ捨て防止の徹底）。
- ・資源の問題の改善（紙の無駄遣いをなくす、ミールキットなど再利用できるものを回収するスーパードなどがもっとあるとよい）。
- ・マイクロプラスチック問題の解決。

#### 気候変動

- ・交通（車よりも電車や自転車を利用する、エコカー利用）。
- ・災害時の対応（台風や地震の時の避難場所、ハザードマップの周知、避難訓練）の向上。

#### 環境保全活動

- ・情報共有の場（広報に力を入れるべき、環境に関する情報や活動についての情報共有）。
- ・環境教育の向上。
- ・市との連携（貢献できる制度）。

### ② 大切・重要だと思う「環境」をどうしていきたいかについて

#### 自然共生

- ・「豊かな環境」が重要（将来子や孫に伝える効果的な方法が必要）。
- ・みどりを多くしていきたい。
- ・海の重要性を市外にも伝える機会も必要（海がきれいなまちは豊かさにつながる）。

#### 資源循環（ごみの分別）

- ・4Rを心がけ、ごみの分別に対して意識を持ち続ける（ごみ分別リレー、ごみ取りゲーム、教育）。
- ・茅ヶ崎から他の地域に良い影響を届けられるように取り組む。
- ・他の市と協働でごみ袋を統一、ごみ袋に企業広告、などでコスト削減。
- ・ごみの量やその増減（ごみ処理の内訳）を情報発信してもらう（掲示板やネットを使って）。

## 生活環境

- ・茅ヶ崎の環境を悪くしないように保全や整備が必要。
- ・自分の住んでいるところを自慢できるような場づくり（子孫やその他に対して）。
- ・公園、海辺をラフにおしゃれに（アットホームな環境、ゆったりとした時間、楽しめる海）。
- ・ポイ捨てしないこと、やめることが海を守ることにつながる。
- ・給食で茅ヶ崎産の食品を扱う→地元愛の形成、地元の環境を保護する姿勢を育てる。

## 資源循環（プラスチックごみ）

- ・プラスチックやペットボトルなどがごみとして排出しないようにしたい。
- ・プラスチックを使わない生活をしてまちでプラスチックゼロ宣言をする（マイ〇〇を増やし習慣にする、観光客にもパンフレットやのぼりでアピール、プラスチック包装しない文化を作る）。
- ・海辺のごみ問題に対する意識を高めてほしい（海を愛しているようで汚している可能性があることをこの宣言&活動から伝えたい）。
- ・微生物が分解できるプラスチックを使う。
- ・バイオマスの推進。

## 情報共有

- ・市民の意識の改善。
- ・共通の目標づくり（茅ヶ崎全体で海に対する意識を持てると良い、市民で同じことに取り組む）。
- ・市民と行政とのコミュニケーションが大切（個と行政がやっていることをわかりやすく）。
- ・情報の共有をする（パブリックコメント・SNSなど、市民と行政の情報共有の場を設ける）。
- ・市民の情報や意見が集まりやすい環境を整える（行政に直接意見を伝える仕組みがあればいい）。
- ・中高生が問題提起できる環境づくり。
- ・ホームページの利用（意見、要望）、SNSなど市民が動く必要がある。
- ・茅ヶ崎を訪れた人に自慢できるような仕組みづくりをした上で、SNSなどを使用しその情報を拡散させる（わかりやすく不安にならない工夫が必要、多種多様の発信）。

## 普及・啓発

- ・環境に配慮した活動に取り組んでいる企業を誘致して茅ヶ崎市で活動のお手伝いをする。
- ・環境に良い事をしたら表彰の場を作っても良いのではないかな。
- ・学校教育も啓発の手段になるのではないかな（小学生の夏休みの自由研究で環境を取り上げる）。
- ・各家庭の心がけも大切、子どもの世代が学校で学んで親に伝える（子や孫から学ぶ）。
- ・分別は大人ができていないと子どもに伝えられない、説得力がない。→自分たちの生活からお手本になれる行動（分別、マイバッグ、マイボトルなど）をしていく。

## 環境活動

- ・積極的な市民参加（「私」から「私たち」へ活動を広げていくことが大切）。
- ・イベントを増やして参加しやすい環境をつくることで意識改革をする（普段から地域丸ごと気軽に参加できるようなイベントを企画する、自治会単位で環境に関することで競い合う）。
- ・「楽しく」も大切な要素→活動の持続につながる。



### ③ 茅ヶ崎の「環境」に対してどのような貢献が可能かについて

#### 情報共有

- ・当事者意識を持つこと→生活の中でいかにごみの量を減らせるか。
- ・家族間で情報共有を行う。
- ・積極的に情報共有をする→同じ情報でも別の方法で伝えることが大切。
- ・SNS・動画サイト・二次元バーコードの活用など、時代にあった情報共有の仕方。
- ・私の「ちょっと気になる」を発信する（まちなかで気になったことをUPする→一般の人や行政がそれを見て手入れをする）。
- ・SNSの活用を広める（若い人向けの事業を増やせたらいいのではないか）「#タグで作る・つながるコミュニティ！」。
- ・市民のコミュニケーションを増やすため討議会のような意見交換の場があれば貢献できるのではないか→情報共有の場になる、地域と地域をつなぐ可能性もある（市民間でも良い影響になる）。

#### 企業活動

- ・環境に優しい企業を誘致する（企業で社員を教育する）。
- ・マイボトルの使用を推進する→容器を安くすることによりさらに取り組みが広がるのではないか。
- ・企業と行政で連携を取り環境を意識したイベントを企画する→企業は社会に対して良いアピールになるのと同時に市民と行政をつなぐ橋渡しになり良い相互関係を生むのではないか。
- ・企業がエコに取り組み市民に参加を促す→商品のクーポン券がもらえればやる気が上がる。目に見える還元。

#### 環境教育

- ・幼少期から環境教育を充実させ意識を高める（例：紙芝居などを用いた環境教育、映像を使ってビジュアル的に子どもに環境問題を訴えかける、誰がごみ処理などを担っているか知る）。
- ・子どもに発信する場が必要。

#### 活動機会

- ・環境活動やイベント、自治会など一度経験してみる（短期的に参加できるシステムのようなものがあると良い（参加しやすいのではないか））。
- ・市民がイベント的に環境と関わる機会があると良いのではないか→そうすることで市民と行政の情報共有の場となるとともに市民が環境に興味を持つ場になる。
- ・ちょっと手伝うボランティアの開設。
- ・人を集める手法を学ぶ→イベントや情報共有の場を設ける。
- ・ボランティア情報を得る手段を増やす。
- ・若い人も巻きこんで集まりやすい場、コミュニティを作って地域のまとまりをつくる（地域の自営業飲食店などを利用する）。
- ・自治会という古くからの堅いネーミングを変更し入りやすいようにする。
- ・活動の成果を数字にしてわかりやすくアピールする（何袋分のごみが集まりましたなど）。

#### 行政

- ・市の率先垂範（市で取り組むことで市民の意識も変わるのではないか）。

## 4

## 市民活動団体アンケート結果

本計画の第2章に市民活動団体アンケートの概要を掲載しています。本資料編内では「環境基本計画骨子」に対する意見の概要を紹介します。

## ① 政策目標1「自然と人が共生するまち」について

No	御意見
1	緑視率の活用 市街地のみどりの保全のため緑視率という数値目標を設定する。
2	<p>p57の政策目標「自然と人が共生するまち」の指標として検討されているのが緑地面積だと、環境審議会の会議録にありましたが、「みどりの基本計画」で位置づけられている「緑地」と言うのは、自然環境が豊かでなくても良いのはもちろん、田畑、川、砂浜、ゴルフ場なども入ります。その緑地面積が指標だとすると、それが少し増えても市民が必要だと思う緑地が減っていれば、何も良いことはないと思います。</p> <p>まち全体の環境を考えることが必要で、環境基本条例を基に環境基本計画としての指標をしっかりと提示してください。</p>
3	<p>緑地面積(割合)指標は都市計画区域面積に対する割合だけでなく、施策目標との関連において、想定する特別緑地保全地区やみどりの保全地区について達成目標(場所と面積)を明記し、実績をフォローできるようにすること。</p>
4	<p>みどりの基本計画(2019年度版)では緑地面積指標の設定がp64に記載されており、都市計画区域内の緑地の確保量(増加分)が約30haで市街化区域の確保量が約1haとなっている。</p> <p>同計画参考資料6によると、約30m<sup>2</sup>の増加分は特別緑地保全地区2カ所の指定によるものであり、特別緑地保全地区が二つ増える。特別緑地保全地区を増やすことは評価したい。</p> <p>しかし、これらの地域はもともと市街化調整区域内の緑地なので、実質的には市内の緑地面積は変わらない。平太夫新田にある相模川の河畔林は築堤建設に伴い水害防備保安林としての位置づけが解除されたが、平太夫新田は茅ヶ崎市のコア地域でもあり、特別緑地保全地区に指定されることを希望する。</p> <p>現在、北部丘陵斜面林や谷戸の緑地、市街地の屋敷林や保存樹林などが地権者の相続などの理由で住宅や資材置き場などに変わる開発行為が進んでおり、緑地が減少している。</p> <p>緑地面積の拡大目標を達成には関係所管部署の情報共有と目標達成への真摯な取り組みと熱意が大切である。</p> <p>また、地域内の緑地の保全管理を世代を超えて行なっていくためには、市として地域の住民や市内事業者等にも強く呼びかけて、官民一体の協働保全管理体制を構築することが必要であり、その体制を統括推進できる視野の広い環境問題に関心の高い職員の育成も必要である。</p>
5	<p>p57 基本方針(1) 1行目 「多様な環境が織りなす生物多様性の基盤の保全……」は、基盤を削除(理由)対応するみどり、水の保全に努めます。のうち「みどり」は生物が含まれるため、無機質な「基盤」はおかしいと思います。</p>
6	<p>p57 基本方針(2) 3行目 「生物多様性を保全することで私たちの日常生活がささえられていることを……」この文章は間違いではないですが、このままでは生態系サービスのために生物多様性が必要であると誤解されるのではないのでしょうか。</p> <p>「生きもののために生物多様性を保全することが、同時に人間の日常生活を支え豊にしてくれていることを普及啓発していきます。」のような感じでどうでしょうか。</p>
7	<p>p58 施策①4行以下 「また、谷戸や樹林、細流、草地などの多様な自然環境と、生活と自然のかかわりの中で形成されてきた屋敷林などの里山の文化的資源を一体として保全するために、緑地保全や景観形成などの複合的な施策を推進していきます。」は、4行以下は削除</p> <p>施策①は「重要度の高い自然環境の保全」なので特に自然環境として重要度が高いわけではない屋敷林などまで書き込まない。このようになってほしいのはもちろんですが、ここで書き込むと、あとあと屋敷林等の扱いで誤解が起こり問題になる可能性があります。</p> <p>重要度の高い自然環境についての施策は既に緑の基本計画で特緑などの制度を使って保全しようとしているので茅ヶ崎市としてこれに一本化すべきと考えます。</p> <p>屋敷林等について書くのなら、施策をもう一つ増やして書くか、施策②の中に入れて書いてはどうでしょうか。②のタイトルも少し変えて・・・</p>

No	御意見
8	<p>施策②農地、森林の保全について、事務所管課（事務統括課）のみが明記されているが、現場事業を推進する推進課が事務所管課と異なる場合が多いので、施策の進捗状況が市民にわかるように、事業推進課を明記することが必要。さらに、施策を着実に進めるためには事務所管課と事業推進課はもちろんそれ以外の関係部署間との情報共有が非常に重要であり、自然環境庁内会議の一層の充実を望む。</p>
9	<p>清水谷のケースでは、主管部署は景観みどり課、予算をもっているのが公園緑地課となっている。我々行動している人間が幾たび改善要請しても、だれもどの部署も取り上げない。市役所内の組織及び業務のあり方まで変える計画にされたい。</p>
10	<p>「既存の保存樹林の保全」を入れてください。</p>
11	<p>自然環境保全のための財政担保の確立を入れてください。「緑のまちづくり基金」では市民が一番接している自然環境を守ることができない、と証明されたので、別の財政の担保が必須です。</p>
12	<p>自然環境保全のための財政担保の確立 既存の保存樹林は最低守ってほしい。買収に応じられるようなシステムを確立してほしい。現在の「緑のまちづくり基金条例」は清水谷にだけに使うと議員が理解していた。それが正しいならば、緊急に使える別の基金が必要である。</p>
13	<p>香川公民館南側の雑木林については全く、この目標は機能しませんでした。あれだけの社会教育的価値、地域に残された貴重な緑に対して、有効な何の手も打てなかった。全市を上げて検討されるべきだったと思います。あの樹林地に入ると空気がさっと変わり、さわやかで涼しかった。あれらの樹々の伐採は辺りの空気を変えるでしょう。温暖化がますます進むでしょう。せっかくこんなに立派な目標を作ったのなら、壊されそうな時、関係する課で検討されるべきだと思います。そうでなければ作った意味がまるでないと思います。何の歯止めにもならない目標は虚しいです。自然の大切さは貴重種や絶滅危惧種の存在有無だけではないはずです。</p>
14	<p>基本方針（1）みどり、水辺の保全では、「みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」に基づき、みどり、水辺の保全に努めます。となっています。この意味は、みどりの基本計画に記載している内容の範囲で努力はするということだと読み取れます。</p> <p>「みどりの基本計画」の目標が、第2章 p52 から記載があります。様々な素晴らしい言葉で施策がされるように書かれています。</p> <p>p55 に書かれている 1) まちのみどりの保全・再生・創出では、「特に、日常のレクリエーションや住民相互の語らいなど日々の生活を豊かにする身近な公園・緑地の整備を推進します。」と記載がありますが、市民が必要と考え、地域から要望が出ていても香川の雑木林は守られませんでした。</p> <p>これで何が担保されるのですか？</p> <p>p57 の 3) 河川のみどりのネットワークの形成では、「河川の水辺空間については、市民の散策空間や憩いの場、親水空間などの自然とのふれあいの場の創出や生物多様性に配慮した川づくりを推進します。」と記載があります。</p> <p>でも、千ノ川を多自然型護岸でやってほしいという市民の願いは、予算がないということで絶対に無理と言われて、コンクリート護岸で改修されています。</p> <p>実質的にみどりの基本計画の中で事業として位置付けられているのは、第4章の p99 の重点的に進める事業となり、これがそのまま、環境基本計画に位置付けられています。</p> <p>環境基本計画の施策ってそれでよいか、疑問です。みどりのことだけを考えるのではなく、茅ヶ崎市の環境全体のことを考えて自然環境や生物多様性の施策を計画していくことが求められているのではないのでしょうか。</p> <p>自然環境の保全の担当は、景観みどり課、公園緑地課、環境政策課に分かれたままでは、保全をしている市民としてはもう無理ではないかと思えます。</p> <p>基本方針の施策の中の③、④、⑤は、緑化ガイドラインの作成となっています。</p> <p>緑化のガイドラインは、以前にも何回か作成されており、④各公立小中学校や③公民館などの緑化について、具体的に詳しく記載されている素晴らしいものが作成されながら、実施されませんでした。現状に照らし合わせて、早急に作成する必要があるはずですが、作成されないままに、最も守らなければいけない市役所の広場のみどりも在来種ではないものが植栽され、管理は別の部署が実施しているので、枯れてきています。学校のみどりは管理が大変だからとどんどんみどりは伐採されているというのが現状です。</p> <p>⑤道路のみどりも茅ヶ崎市は歩道さえ設置できない状況なので、市道に街路樹を植えることがなかなかできません。唯一茅ヶ崎市が街路樹としてお金をかけているのが鉄砲道です。本当にできることを書いてほしいと思います。</p>

No	御意見
(続)	<p>⑥民有地のみどりの充実が担保できる内容は、茅ヶ崎市では「みどりの保全等に関する条例」と「まちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例」です。しかし、この二つの条例にはほとんど担保できる記載がありません。条例の改正が必要と考えます。</p> <p>特に街中のみどりで重要な保存樹林を守るための条例の改定が必要です。</p> <p>市民側は、「みどりの保全等に関する条例」を作成する時に、条例に保存樹林を買い取る場合の条件や買えない場合には一角を緑地や公園として残す方法(そうすれば在来種の環境が残るので)、どうしてもだめな場合は在来樹木を一定程度残して景観を残すなどや貴重な植物等を移植するなどの決まりを策定し、記載してほしいと要望しました。これによって、どんな状況になったらここはどうすべきか、日常の業務の中で計画的に考えておくことができ、対応ができるのではないかと考えたからです。</p> <p>財政としては、「みどりのまちづくり基金」の条例を改正し、場所を確定して市民に寄付を呼びかける制度や緑税の提案をしました。これも考えてください。</p> <p>せめて、みどりの基本計画に自然環境を丸投げにしないで、茅ヶ崎市の環境として自然環境の保全についての規定を環境審議会として考えてほしいと思います。</p>
15	海岸を見る限りいまでも何をしてきたのか、まったく見えない。方針だけでなくその過程→結果までの内容が知りたい。
16	市街地を流れる小出川、千ノ川の水辺で子供たちが遊べる場所がないように見える。夏の高温時に水に入って魚を取ったり遊べるように水をきれいにしたり、川辺の整備を希望する。
17	自然豊かな茅ヶ崎であるからこそ、自然多様化への影響について具体的な取り組みを示す。

## ② 政策目標2「資源を大切に作る循環型のまち」について

No	御意見
18	ごみ処理問題は長年の課題となっている。ごみの分別、資源ごみの確保について市の政策などの考えや行動方針が市民に浸透していない！！市民に分かってもらえる宣伝、講習、教育を行う事が必要と思う。生ごみを出すにもカラスに負けている人が多くいると思う。
19	資源を大切に作る、すなわち「ごみ分別」の徹底であることを明確に示す。プラごみ削減にはリサイクルが必要であることも加えたい。

## ③ 政策目標3「良好な生活環境が保全されているまち」について

No	御意見
20	台風の大規模化、大気不安定によるゲリラ豪雨など雨量の増大により今までの雨水保水量では間に合なくなっている！！今後の雨量増大に対応出来る河川の堤防の強化修復が必要となる。又市街地の下水口のごみ処理やマスの管理が必要となる。
21	香川公民館の場合、施策⑤は全く機能しませんでした。あれだけの樹木の喪失は明らかな「良好な生活環境」からの後退です。
22	政策4とも関連するが、異常気象による風水害への取り組みは、生活環境保全からも必要と思われる。ハザードマップや避難所の所在地・ルートなどソフト面での対策を示すことが求められる。

## ④ 政策目標4「気候変動に対応できるまち」について

No	御意見
23	エコまち法の推進 低炭素社会をさらに目指してほしい。
24	みどりのカーテンの推進 新庁舎になってから行わなくなっているが、啓発事業としてやったほうがよい。



No	御意見
25	地球温暖化による海水温上昇による海面上昇で砂浜の減少又台風などによる強力な波浪による海岸線の浸食が今後はさらに被害が大きくなると思われる。海岸線の強化が急務と思われる。
26	田んぼは貴重な調整機能があります。景観も素晴らしい。これを評価し、継続しやすくするための施策も必要と思います。
27	地球温暖化による異常気象は常態化していることから、温暖効果ガスの排出のデータ（グラフ化）と目標を示し、温暖効果ガス削減に向けた取り組みを示す。

## ⑤ 政策目標5 「環境に配慮した行動を実践するまち」について

No	御意見
28	特にはなし。ただいつもおまかせにまわるのではなく行政自体の自主性が市民に見えるようになってほしい。
29	会員個人各々が他の団体でも活動していて、それぞれの団体で小中学校への出前事業や、地域の環境活動を引き続き行っています。
30	生物多様性センターの設置 2024 年までには 博物館機能を持つ「茅ヶ崎市歴史文化交流館（仮）」が完成する。施設の中に、市民に向けて自然関係の啓発活動の拠点をつくる。
31	<p>当会の活動エリアは神奈川県立公園なので、一応自然の保全は担保されています。当会の活動については、茅ヶ崎市環境政策課主催の里山はっけん隊では、市内親子の自然とのふれあう場づくりが 12 年継続され、13 年目に入ろうとしています。環境保全課による水質調査用パックテストの提供で、20 年近く水質調査は継続されています。茅ヶ崎市との連携はうまくいっていると思います。</p> <p>しかし、この活動を未来につなげるのは困難を感じています。里山の自然は常に人々の手が加わって成り立っているの、それを理解し、自分も楽しむだけでなく、作業しようと思ってもらうこと、そうしないと生き物はいなくなり、結局人間も住みづらくなると感じる、自然との共生という文化を素晴らしいと思う心を育てること、これからはそれが大切だと思います。より魅力を感じてもらうには、自然を保全する側の人になってもらうにはどうすればいいのでしょうか。</p>
32	<p>「行動を実践するまち」を標榜されるのであれば、学習や情報発信に留まらず、①茅ヶ崎市が近未来に向かって環境保全の観点で、何が不足しているか定量的に把握・公表し、茅ヶ崎のまちをどういうまちにしたいのか市民の声も反映した、見える化された環境保全のビジョンや行動計画に基づき実践に着手する。（コロナ対策でも同様であるが国の施策に FOLLOW では何も改善されない）②中でもエネルギー消費と環境をどう調和させて経済活動を維持させていくかが重要と思われる。熱利用等一部行われているが、エネルギー供給を地産地消でもっと積極的に推進していく必要があり、これが今後の環境保全を進める自治体のモデルになっていくことが望まれる。因みにこのコンセプトは昨年度の協働推進事業提案に「未来カルテ」と応募したが検討いただけなかった。</p>
33	<p>施策②で、例えば、市の環境政策について地域環境関連施設が市民に知って欲しい内容、課題を動画やクイズ形式などで紹介していくような情報発信、あるいは、市や環境関連施設、環境団体が実施する見学会などのイベント情報の投稿や市民の参加申し込みが可能な環境イベントカレンダーなどの地域環境関連施設や環境団体と連携した情報発信、オンライン会議による交流など、ネットによる環境学習の充実があるとよいと思います。施策③については、例えば、節電イベント等の具体的な活動に参加することにより、意識向上についての数値による分かりやすい結果が得られると思います。</p>
34	<p>新型コロナウイルスの感染拡大は、デジタル社会への展開（取り組み）を促進せざるを得ない状況を生み出し、キーとなるのが情報であり、市民ひとり一人が簡単に必要・有用な情報を得られることが求められています。</p> <p>世界的に注目を浴びている。グリーンリカバリー(*)と言われる活動についての取り組みが欲しいと考えます。</p> <p>(*)グリーンリカバリー 「災害・感染症に強靱な脱炭素社会を構築」 この感染症によってダメージを受けた経済と社会を、パリ協定と SDGg と整合した、脱炭素で、災害や感染症にレジリエント（強靱（きょうじん））な社会・経済に、そして生態系と生物多様性を保全するよう、グリーンに復興していこうというものである。</p>

No	御意見
35	<p>環境に配慮した活動への支援のつもりで、職員が現場への参加をしてくれているのだと思うが、ボランティアで活動している市民への感謝は想像力の問題である。目の前のことに追われているよりは、的確な情報の提供や市民との信頼関係を築くための対応のしかたやこの河川敷全体が保全されるような方向性になるように何をしたら良いかをしっかり検討し、実践していく仕事をしていくことが本当の支援だと考える。</p> <p>環境教育や環境学習機会の提供はもちろん子どもたちにとっても大切であるが、茅ヶ崎市が一番できていない地域住民との意見交換、理解してもらうためのわかりやすい説明など、コア地域などがある地域への働きかけを実施することが、基本的に政策目標5につながるのだと思う。</p>
36	<p>「環境に配慮した行動を実践するまち」という目標を達成するためには、行政だけではできないので、現在活動する市民からの協力と今後の活動する市民の育成が重要だと思います。</p> <p>そのためには、行政が信頼され、市民の声や提案を真摯に受け止めて、検討し、実践していく必要があります。そのための仕組みを示してください。</p> <p>また、「環境教育や環境学習の提供」は、学校の先生たちへの研修や支援が必要だと思います。現在、子どもたちの総合学習は、各市民団体が「子どもたちの環境教育は重要だ」と認識しているので、丸投げ状態で担ってきています。</p> <p>本来は、環境政策課、教育委員会が連携し、学習の内容を的確に把握し、どの団体をお願いするか、その団体の活動内容などを事前に学校側に提供しておく、資料を印刷して学校に渡しておくなどの支援をするべきではないでしょうか。</p> <p>「環境に配慮した活動への支援」は、活動している内容を把握し、それがどんなに茅ヶ崎市のまちにとって必要なことかを行政はもちろん他の市民に知らせる努力が必要です。次の「情報発信」もそうですが、現在は団体の活動予定を知らせるくらいが支援と考えていると思います。</p> <p>本来の情報発信は、市民の中で活動に参加してくれる人を増やしていくかというためのものですから、行政が情報発信を十分にできないならば、各団体が発信することへの支援をしても良いのではないかと思います。どちらにしても市民活動に対する正当な評価が行政側にならないように感じます。</p>

## ⑥ 骨子全般について

No	御意見
37	机上論から政策を作るのではなく現場を見て現場の意見を参考に政策目標を立てた方がよいのではないかと。
38	環境基本計画の内容は大変良い物と思います。せっかくの計画も市民一人一人に行き渡らなければ、計画倒れとなります。計画実行の為に市民に分かってもらえる行動を考えた方が良くと思います。
39	実効力のあるものにして頂きたい。
40	<p>環境関連団体で活動している方々は、年配の方が多く、新型コロナの影響で活動しにくい状況になっています。このような状態は今後も続く状況です。このような中で、環境活動を推進していくには、いわゆるアフターコロナを考慮した活動支援が必要です。具体的には、環境関連施設と連携した啓蒙活動など、ネットを利用した様々な支援を行い、年配の方々だけでなく、若い世代も環境問題に関心を持ってもらうような施策を盛り込むことが必要と思います。また、様々なエゴ制度などの分かりやすい情報提供や、ポイント制度など実際に環境活動に参加することによる市民、事業者にメリットを感じられるような具体的な施策の盛り込みが必要と思います。</p> <p>環境への取り組みがよく分かる、充実した環境基本計画になると期待いたします。</p> <p>関係各位のご努力の賜と思います。</p>
41	<p>p21「自然環境の現況」1行目「樹林地、農地、草地、水辺やこれらが集まる谷戸などの自然環境」</p> <p>自然環境に対して集まるとの表現はおかしい。「樹林地、農地、草地、水辺などの環境が含まれる谷戸などの自然環境」にしてはどうでしょうか</p>
42	<p>p21「自然環境の現況」4行目「ヨシ」</p> <p>量的には確かにヨシがどちらにも多いが、ヨシを2回使うよりも最初のほうをガマにしてはどうでしょうか</p>

No	御意見
43	<p>(新)計画に向けた骨子では、社会の情勢変化に伴う見直しは当然であるが、前計画の総括で実行できなかった事項の反省を基に、修正、補足することが最も重要と考える。計画の連続性、実効性を確保するためには必須となる。</p> <p>前計画の総括評価の自然環境分野に限定し、自然環境保全に係る市民活動団体からの骨子に関する意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・p45「施策の柱ごとの評価」のテーマ2の課題欄に「生物多様性の保全・再生のためのガイドラインが未策定となっている。」とあり、前計画の本文 p60 にも「ガイドラインは平成 24 年までに作成、市民、事業者等への周知を図っていきます。」とある。しかしながら、本骨子にはこの「ガイドラインの作成」に関する記載は皆無であり、対応施策が欠落している。これでは(新)計画改訂の意義、必要性が疑われる。</li> <li>・我々の市民活動では、《オドリコソウ等の希少で重要な植物の保全、再生》を目指しているが、そのためにはこれら希少植物の生育基盤となる《在来種による生物多様性の確保》が最も重要な課題であり、この『生物多様性の保全・再生のためのガイドライン』の早期策定が急務となっている。</li> <li>・前計画の策定は、平成 20 年の「生物多様性基本法」の施行後間もない時期にも関わらず、目指すべき環境の将来像の一つとして「生物多様性の保全」を掲げた、全国に誇れる先駆的な計画であったと高く評価する。しかしながらその後の具体施策の遅れのため、未だ当初計画の目標実現に至っていないのが現実である。その遅れの原因は、平成 31 年の「みどり基本計画の改訂」に際して、生物多様性地域戦略との一本化を図ったことにより、環境基本計画との整合性、連続性が霞んでしまったことにあると結論できる。なお、この新『みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略』にも、この『生物多様性の保全・再生のためのガイドライン』についての記載はない。</li> <li>・今回、環境基本計画の改訂時期を迎え、これらを反省して、環境基本計画に生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを早期に追加・作成することが必要と考える。このガイドラインの策定は、自然環境に係る市民活動の活発化、発展にも大きく寄与するものと考えられる。(当然、このガイドラインの内容は『みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略』の改訂に反映されることとなる。また、このガイドラインについては、それまでに実施された各市民活動団体における活動実績を基に、各種の修正、改善作業を継続して行くことが重要と考える。)</li> </ul>
44	<p>国、県の条例、計画よりも身近な茅ヶ崎市の環境に関する条例、計画を丁寧に説明することに重点をおいてほしい。</p>
45	<p>国、県の計画や条例のページ数が多い。茅ヶ崎市の環境に関する条例、計画にもっと重きを置いてほしい。</p>
46	<p>第 2 章などは世界や国・県の内容が長々と書いてあるが、もっと簡単で良いと思います。それよりは茅ヶ崎市の環境の変化、まちの変化をしっかり記載してほしいです。</p>
47	<p>ワークショップ 15 名の意見を出すのは如何なものか。そのままの意見を 10 年間の計画書に掲載する意味が解らない。</p>
48	<p>ワークショップの 15 名は少なすぎ、意見もそのまま載せてよいのか、と疑問です。</p>
49	<p>1 か月で団体内の意見をまとめて提出というのは 難しい。紙ベースで依頼があったが、回覧するにも時間がある。通常ならば会合できるが、現在はそれが困難。市民団体から意見をもらおうとするならば、もう少し時間をかけてほしい。</p> <p>国、県の条例や計画が丁寧に書かれているが、これほどの分量が必要と思えない。むしろ茅ヶ崎市の環境に関わる条例や計画を丁寧に掲げてほしい。</p> <p>自然関係の記載が少ない。茅ヶ崎市の現状 p21 には昆虫が抜けているように見えるが。環境問題に自然は欠かせない。もうすでに「みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」がでているが、実効性がないので、環境基本計画で補うべきと考える。</p> <p>環境基本計画のワークショップに 15 名の参加で意見が掲載されているが、あまりにも少ない人数で、意見も少ない。小出川だけが取り上げられているが、市内の河川全体として多自然型工法は必要のはず。このようにそのまま意見をのせる必要があるのかどうか、考えてほしい。</p>
50	<p>環境に関する市民の意識の章も、23 万市民の中のほんの少しの市民の意見が面々と書かれているが、これが 10 年間、本当に参考になる意見なのか、記載する必要性を疑います。</p>



No	御意見
51	環境基本計画 2011 年が計画通りに進まなかったことの分析をして、明記して残してほしい。
52	<p>p80 の 4-2 計画の進行管理についての意見</p> <p>p81 の進行管理の仕組み図（PDCA）では、チェック段階で担当課の実績と評価結果について市民の意見募集が行われるようになっている。一方、p82 の事業評価の実施方法や評価スケジュールでは、市民の意見募集がなく、3 年に 1 回のアンケート調査だけが行なわれることになっている。</p> <p>アンケート調査では設問によっては恣意的になる恐れもあり、また、3 年に 1 回のアンケート調査では市民が抱えている課題や施策に対する市民の評価が得られず、施策の対応に遅れが生じることが懸念される。</p> <p>これまでのように毎年環境審議会に諮る前に市民意見を聞き、その意見を添えて審議会に諮問することが大切である。</p>
53	<p>コア地域の長谷の草地環境には希少種が集まっているが、どこでどのように決定したのか不明のまま職員が希少種を移植したようです。以前調査員が移植した場所に市民は入ることはできません。周辺ののり面は外来種だけで、わざわざ公共工事で外来種が出るようにしているためです。</p> <p>また、赤羽根十三区に様々な植物を移植しているようですが、「移植ありき」で行っているようにしか見えず、評価調査に協力した市民にも公表していません。コア地域といわれていますが、現状は茅ヶ崎市の自然環境にとって重要な地域という名称が疑問です。</p>
54	<p>本当に環境基本計画を策定し、茅ヶ崎市の環境を改善しようとする気が行政にあるのかと思います。</p> <p>現在の環境基本計画(2011 年版) は、絵に描いた餅にならないようにとの環境審議会委員や市民の思いが実現し、具体的な施策についてはその施策を実施する各担当課に出来るかどうかを確認して、計画に記載したものです。</p> <p>しかし、その計画は実現されない状況で今回の具体性がない計画が策定されるということは、茅ヶ崎市の環境の未来が見えないような気がします。</p> <p>第 1 章の各主体の役割も心地よい言葉が並んでいると同時に、ここだけ、市民主体が強調されているようで、おかしいなあと思います。それなら施策にも反映すべきです。それに環境基本条例では公平な役割分担の下とされているのは、役割分担が違うことを意味しているにもかかわらず、市が市民・事業者の後に来るのはいかがだと思います。これは行政の計画ですから。市が何をするかはもっと具体的に書くべきではないでしょうか。</p>

※御意見での章、項目、頁数などは骨子（当時）のものであり、本計画の章、項目、頁数とは同一ではありません。

## 5 パブリックコメント実施結果（概要）

本計画（素案）について、パブリックコメントを実施しました。実施結果の概要は以下のとおりです。詳細については、茅ヶ崎市ホームページをご覧ください。

- 1 募集期間 令和2年12月23日（水）～ 令和3年1月21日（木）
- 2 意見の件数 105件
- 3 意見提出者・団体数 19（18人・1団体）
- 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	1人	2人	5人	1人	2人	3人	2人	2人

### 5 内容別の意見件数

※	項目	件数
1-1	計画策定の背景に関する意見	2件
1-2	計画の目的と位置づけに関する意見	3件
1-4	計画の対象範囲に関する意見	1件
2-1	環境を取り巻く社会情勢の変化に関する意見	5件
2-2	茅ヶ崎市の環境の現況に関する意見	7件
2-3	環境に関する市民の意識に関する意見	1件
2-4	前計画の総括評価に関する意見	5件
2-5	計画策定にあたっての課題に関する意見	3件
3-2	計画体系に関する意見	2件
3-3	政策目標・政策目標を達成するための施策全般に関する意見	3件
3-3	政策目標1 自然と人が共生するまちに関する意見	12件
3-3	政策目標2 良好な生活環境が保全されているまちに関する意見	4件
3-3	政策目標3 資源を大切にす循環型のまちに関する意見	3件
3-3	政策目標4 気候変動に対応できるまちに関する意見	22件
3-3	政策目標5 環境に配慮した行動を実践するまちに関する意見	4件
4-1	計画の推進体制に関する意見	3件
4-2	計画の進行管理に関する意見	2件
	資料編に関する意見	7件
	パブリックコメントの実施に関する意見	7件
	その他の意見	9件
	合計	105件

※「茅ヶ崎市環境基本計画（素案）」の項目番号

= 一部修正を加えた項目

## ■パブリックコメントの実施結果による修正箇所新旧対照表

パブリックコメントの結果を受けて修正を行った箇所は、下記のとおりです。なおページ番号は、パブリックコメント実施時の案におけるページ番号を示しています。

【3 ページ】

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">第1章 茅ヶ崎市環境基本計画について</p> <p style="text-align: center;"><b>茅ヶ崎市環境基本条例第3条（基本理念）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての人々が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。</li> <li>2 環境の保全及び創造は、自然と人との豊かなふれあいの実現をめざして、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。</li> <li>3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を造るよう行われなければならない。</li> <li>4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、その日常生活及び事業活動において推進されなければならない。</li> </ol> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">- 3 -</p>	<p style="text-align: center;">第1章 茅ヶ崎市環境基本計画について</p> <p style="text-align: center;"><b>茅ヶ崎市環境基本条例第3条（基本理念）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての人々が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。</li> <li>2 環境の保全及び創造は、自然と人との豊かなふれあいの実現をめざして、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。</li> <li>3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を造るよう行われなければならない。</li> <li>4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、その日常生活及び事業活動において推進されなければならない。</li> </ol> <p style="text-align: center;">- 3 -</p>

【4 ページ】

修正後	修正前
<p>本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮し、「茅ヶ崎市総合計画」や「ちがさき都市マスタープラン」のほか各種分野別計画などと整合を図っています。</p> <p>※「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条で策定が求められている「<u>地方公共団体実行計画（事務事業編）</u>」については、本計画とは別に策定します。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮し、「茅ヶ崎市総合計画」や「ちがさき都市マスタープラン」のほか各種分野別計画などと整合を図っています。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

## 【6ページ】

修正後		修正前	
対象分野	対 象 範 囲	対象分野	対 象 範 囲
自然共生	生物多様性、 <u>みどり*</u> など	自然共生	生物多様性、 <u>みどり・水辺</u> など
良好な生活環境	公害防止、水循環、環境美化、景観 など	良好な生活環境	公害防止、水循環、環境美化、景観 など
資源循環	要らないものを買わない・断る、ごみの発生抑制*、再使用*、再資源化（4R*）、ごみの収集処理 など	資源循環	要らないものを買わない・断る、ごみの発生抑制、再使用、再資源化（4R）、ごみの収集処理 など
気候変動	省エネルギー*、再生可能エネルギー*、気候変動への対応 など	気候変動	省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動への対応 など
環境保全活動	環境教育*・環境学習、環境情報、環境活動 など	環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動 など

※ 本計画でいう「みどり」は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」と同様に、樹林や農地、水辺、海洋、公園、住宅地の庭などと、これらと一体となった生きものの生息・生育環境とします。

## 【10ページ】

修正後	修正前
<p>SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、<u>地球を保護し、全ての人々が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものです。そのためには、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。</u></p> <p>SDGsは、17のゴール（右図「持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標」参照）が相互に関係しており、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。特にSDGsの数多くのゴール・ターゲットに、環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が含まれることから、環境分野での取り組みには、経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。</p>	<p>SDGsは、17のゴール（右図「持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標」参照）が相互に関係しており、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。特にSDGsの数多くのゴール・ターゲットに、環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が含まれることから、環境分野での取り組みには、経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。</p> <p><u>SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人々が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものです。そのためには、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。</u></p>

## 【15ページ】

修正後	修正前
平成 <u>24</u> （ <u>2012</u> ）年7月に開始された	平成 <u>26</u> （ <u>2014</u> ）年7月に開始された

## 【19ページ】

修正後	修正前
<u>16.6℃</u> （出典：統計年報（令和元年版））です。	<u>17度</u> です。

【22 ページ】

修正後	修正前
<p>やなぎやと なめがや しみずやと ながやと あかばねじゅうさんず へい  <u>柳谷や行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三図、平</u>            だゆうしんでん やなぎしま  <u>太夫新田、柳島</u>では、</p>	<p><u>柳谷や行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三図、平</u>  <u>太夫新田、柳島</u>では、</p>

【22 ページ】

修正後	修正前
<p>指標種の分布が集中しています。また、同調査で、<u>生きものの移動空間として重要な地点・地域とされた中央公園周辺・小出川大曲橋周辺などの、市街地のみどりや河川などは、生きものの生息・生育空間をつなぐとともに、生きものの移動経路などとしても利用されています。</u></p>	<p>指標種の分布が集中しています。</p>

【23 ページ】

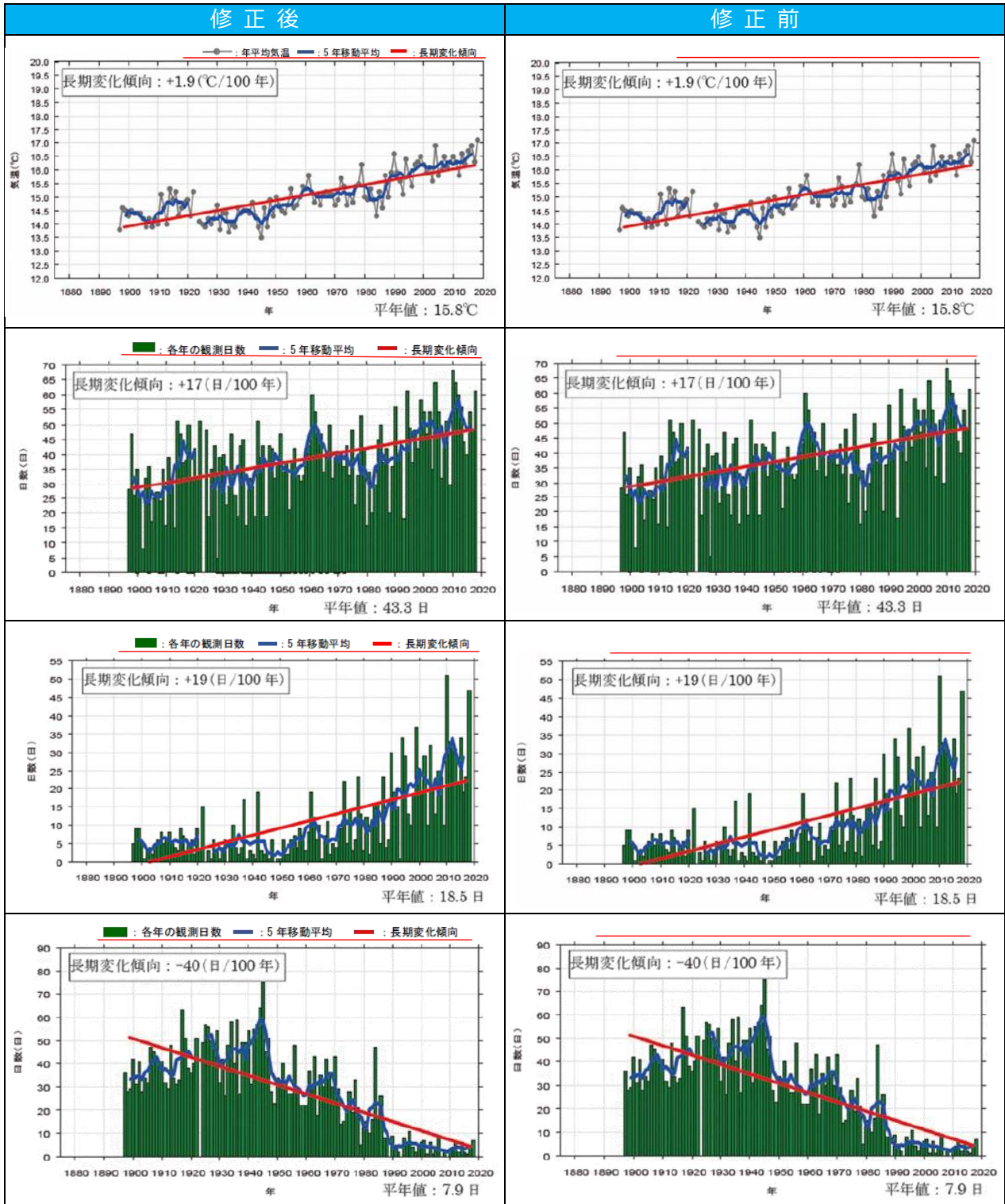
修正後	修正前
<p style="text-align: center;">第2章 茅ヶ崎市を取り巻く環境の現状と課題</p> <p style="text-align: center;">位置図</p> <p style="text-align: center;">凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="color: green;">●</span> 特に重要度の高い自然環境を有する地域</li> <li><span style="color: yellow;">●</span> 生きものの移動経路として重要な場所</li> </ul> <p style="text-align: center;">- 23 -</p>	<p style="text-align: center;">第2章 茅ヶ崎市を取り巻く環境の現状と課題</p> <p style="text-align: center;">市内の重要度の高い自然環境の位置図</p> <p style="text-align: center;">- 23 -</p>

【25 ページ】

修正後	修正前																		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">微小粒子状物質 (PM2.5)</td> <td>長期的評価</td> <td>1年間平均値が15<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下であること。</td> <td>-</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>短期的評価</td> <td>1日平均値の年間98%値を日平均値の代表として、35<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下であること</td> <td>-</td> <td>達成</td> </tr> </table> <p>注1 一般期は茅ヶ崎市使用分庁舎1期、自然期は園遊1号地茅ヶ崎市役所前。            注2 「注1」は、春鳥測定時間が年間6,000時間を満たしていないことを示します。</p> <p style="text-align: center;">出典：茅ヶ崎の環境-平成30年度環境保全報告-</p>	微小粒子状物質 (PM2.5)	長期的評価	1年間平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	-	達成	短期的評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表として、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	-	達成	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">微小粒子状物質 (PM2.5)</td> <td>長期的評価</td> <td>1年間平均値が15<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下であること。</td> <td>-</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>短期的評価</td> <td>1日平均値の年間98%値を日平均値の代表として、35<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下であること</td> <td>-</td> <td>達成</td> </tr> </table> <p>「注1」は、春鳥測定時間が年間6,000時間を満たしていないことを示す。</p> <p style="text-align: center;">出典：茅ヶ崎の環境-平成30年度環境保全報告-</p>	微小粒子状物質 (PM2.5)	長期的評価	1年間平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	-	達成	短期的評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表として、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	-	達成
微小粒子状物質 (PM2.5)		長期的評価	1年間平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	-	達成														
	短期的評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表として、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	-	達成															
微小粒子状物質 (PM2.5)	長期的評価	1年間平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	-	達成															
	短期的評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表として、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	-	達成															



[28 ページ]



資料編

[39 ページ]

修正後	修正前
地域資源を活かす <u>地産</u> <u>地消</u> の推進	地域資源を活かす <u>産</u> <u>消</u> の推進

[39 ページ]

修正後	修正前
・「 <u>茅産茅消応援団</u> 」への参加店舗数	・ <u>茅産茅消応援団</u> への参加店舗数

【44 ページ】

修正後	修正前
柳島や、生きものの移動空間として重要な地点・ <u>地域とされている中央公園周辺・小出川大曲橋周辺</u> をはじめ	柳島 <u>をはじめ</u>

【44 ページ】

修正後	修正前
<u>北部丘陵、河川、海岸、湘南海岸防砂林、農地などのみどり</u> の保全を進めるとともに、	里山、北部丘陵、河川、海岸、湘南海岸防砂林、農地などの <u>自然環境</u> の保全を進めるとともに、

【46 ページ】

修正後	修正前
ごみの減量化・資源化に向けて、リデュース（ごみの排出を抑制する）やリユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再生利用する）の3Rにリフューズ（要らないものを買わない・断る）を加えた「4R」を推進しており、	ごみの減量化・資源化に向けて <u>4R</u> を推進しており、

【46 ページ】

修正後	修正前
しかしながら、本来資源化されるべき資源物が燃やせるごみとして排出されていることから、引き続き、 <u>4R</u> のライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めるなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。	しかしながら、本来資源化されるべき資源物が燃やせるごみとして排出されていることから、引き続き、 <u>リフューズ（要らないものを買わない・断る）、リデュース（ごみの排出を抑制する）やリユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再利用する）の「4R」</u> のライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めるなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

【52 ページ、55 ページ】

修正後	修正前
<u>北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様なみどり</u> に対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。 絶滅に瀕している生きものの生息域が保全され、 <u>多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。</u> 住宅地の緑化が進むなど、 <u>みどりが豊かに</u> 感じられるとともに、	谷戸や里山、 <u>北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様な自然環境</u> に対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。 絶滅に瀕している生きものの生息域が保全されるなど、 <u>多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。</u> 住宅地の緑化が進むなど、 <u>みどりが豊富に</u> 感じられるとともに、

【52 ページ、63 ページ】

修正後	修正前
騒音や振動 <u>などに</u> 悩まされる	騒音や振動、 <u>光害</u> などに悩まされる



## 【52 ページ、63 ページ】

修正後	修正前
みどり、 <u>眺望等の</u>	みどり、 <u>水辺、眺望等の</u>

## 【53 ページ、56 ページ、60 ページ】

修正後	修正前
(2) みどり <u>の保全</u>	(2) みどり、 <u>水辺の保全</u>

## 【56 ページ】

修正後	修正前
<u>公園、緑地、水辺の保全</u> に努めます。	<u>みどり、水辺の保全</u> に努めます。

## 【58 ページ】

修正後	修正前
「特に重要な自然環境」や「生きものの移動空間として重要な地点・地域」とされた地域をはじめ、	「特に重要な自然環境」 <u>とされた地域をはじめ</u>

## 【58 ページ】

修正後	修正前
<u>北部丘陵、河川、海岸、砂防林などの多様なみどり</u> と、	<u>里山、北部丘陵、河川、海岸、砂防林などの多様な自然環境</u> と、

## 【77 ページ】

修正後	修正前
国では、令和2年3月の国連への「 <u>パリ協定に基づく日本の排出量削減目標（NDC：Nationally Determined Contribution）</u> 」提出を契機として、地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について検討が <u>されています</u> 。	国では、令和2年3月の国連への <u>NDC（削減目標等である国が決定する貢献）</u> 提出を契機として、地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について検討が <u>されており</u> 、

## 【78 ページ】

修正後	修正前
<u>現状趨勢</u>	<u>現状趨勢</u>

## 【80 ページ、82 ページ】

修正後	修正前
省エネルギー及び地球温暖化対策に <u>関する</u> 普及啓発	省エネルギー及び地球温暖化対策に <u>対する</u> 普及啓発

## 【80 ページ、82 ページ】

修正後	修正前
再生可能エネルギーに <u>関する</u> 普及啓発	再生可能エネルギーに <u>対する</u> 普及啓発

## 【83 ページ、84 ページ】

修正後	修正前
気候変動適応策に <u>関する</u> 情報収集	気候変動適応策に <u>対する</u> 情報収集

【83 ページ、84 ページ】

修正後	修正前
気候変動適応策に関する普及啓発	気候変動適応策に対する普及啓発

【84 ページ】

修正後	修正前
熱中症予防に関する周知・啓発	熱中症予防に対する周知・啓発

【資料編 41 ページ】

修正後	修正前
<p>外来種</p> <p>国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でマングース、ブラックバスなどが知られている。市内ではセイタカアワダチソウやオオブタクサなどがみられる。</p> <p>外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「侵略的外来種」とよぶ。平成27（2015）年3月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。</p>	<p>外来種</p> <p>国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でマングース、ブラックバスなどが知られている。市内ではセイタカアワダチソウやオオブタクサなどがみられる。</p> <p>外来種のうち、移入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。</p>

【資料編 44 ページ】

修正後	修正前
シリコン等の半導体に	シリコン、ガリウムヒ素、硫化カドミウム等の半導体に

【資料編 45 ページ】

修正後	修正前
電力1kWhを	電力1kwhを

【資料編 45 ページ】

修正後	修正前
<p>特定外来生物</p> <p>平成16（2004）年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。</p> <p>特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。</p>	<p>特定外来生物</p> <p>平成16（2004）年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。</p> <p>特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。</p>

## 【資料編 46 ページ】

修正後	修正前
削除	<p>光害（ひかりがい）</p> <p>光害は、照明の設置方法や配光が不適切であったり、必要のない時間帯まで点灯されていることで、景観や周辺環境に及ぼす影響のことをいう。主な影響として、居住者への影響のほか、野生生物や植物の生長への影響、エネルギーの浪費などがある。</p>

## 【資料編 46 ページ】

修正後	修正前
「Refuse（リフューズ：要らないものを買わない・断る）」を加えたもの。	「Refuse（リフューズ：断る）」を加えたもの。

## 4

## 温室効果ガス排出量の推計

## 1

## 市域の温室効果ガス排出量の推計方法

本計画内で示した市域の温室効果ガス排出量については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル Ver1.0（平成 29 年 3 月 環境省）」に基づき、以下の算定方法により推計を行いました。

部門	区分	算定方法
産業部門	農林水産業	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の神奈川県データから、農林水産業全体の CO <sub>2</sub> 排出量を、「耕地面積」（農林水産統計年報：関東農政局）を使って按分 農林水産業 CO <sub>2</sub> 排出量（茅ヶ崎市） ＝農林水産業全体の CO <sub>2</sub> 排出量（神奈川県）×耕地面積（茅ヶ崎市／神奈川県）
	建設業・鉱業	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の神奈川県データから、建設業・鉱業全体の CO <sub>2</sub> 排出量を、「都道府県別、市区町村別、用途別（大分類）／建築物の数、床面積、工事費予定額」（建築着工統計調査（年計）：国土交通省）を使って按分 建設業・鉱業 CO <sub>2</sub> 排出量（茅ヶ崎市） ＝建設業・鉱業 CO <sub>2</sub> 排出量（神奈川県）×着工床面積の合計（茅ヶ崎市／神奈川県）
	製造業	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の神奈川県データから、製造業中分類毎の CO <sub>2</sub> 排出量を「製造品出荷額等」（工業統計：経済産業省）を使って按分 製造業 CO <sub>2</sub> 排出量（神奈川県） ＝Σ製造業中分類の CO <sub>2</sub> 排出量（神奈川県）×製造品出荷額等（茅ヶ崎市）／製造品出荷額等（神奈川県）
民生部門	家庭	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の神奈川県データから、「世帯数」（住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数：総務省）を使って按分 民生家庭部門 CO <sub>2</sub> 排出量（茅ヶ崎市） ＝民生家庭の CO <sub>2</sub> 排出量（神奈川県）×市内世帯数／県内世帯数
民生部門	業務その他	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の神奈川県データから、「業務系床面積」（固定資産税概要調書：総務省）を使って按分 業務その他 CO <sub>2</sub> 排出量（茅ヶ崎市） ＝業務その他 CO <sub>2</sub> 排出量（神奈川県）×床面積（茅ヶ崎市／神奈川県）
運輸部門	自動車	「自動車燃料消費量調査」（国土交通省）の神奈川県データから、「自動車保有台数」（神奈川県統計年鑑）を使って按分 自動車 CO <sub>2</sub> 排出量（茅ヶ崎市） ＝Σ神奈川県の車種別燃料消費量×市内車種別自動車保有台数／県内車種別自動車保有台数
	鉄道	「鉄道統計年報」（国土交通省）から、JR 東日本の営業キロに占める市内営業キロ（図上計測）を用いて、JR 東日本の電力消費量、軽油消費量を按分 鉄道 CO <sub>2</sub> 排出量（茅ヶ崎市）＝JR 東日本の消費電力及び軽油消費量×JR 線の市内営業キロ／JR 東日本の全線営業キロ ただし、市内は全線電化のため軽油は、見込まない
廃棄物部門	一般廃棄物	市内焼却施設の年間処理量、水分率、ごみ組成から廃プラスチック類等の焼却分を算定したのち、排出係数を乗じて算出

## 2

## 市の事務事業の温室効果ガス排出量の推計方法

本計画内で示した市の事務事業の温室効果ガス排出量については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル Ver1.1（平成 29 年 3 月 環境省）」及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）（平成 29 年 3 月 環境省）」に基づき算定を行っています。

詳細については、「茅ヶ崎市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に記載していますので、そちらを参照してください。

### 3

## 削減目標の設定

温室効果ガス排出量削減目標は、国の令和 12（2030）年度の削減目標を基準として設定を行いました。また、目安として部門別の削減量・削減率を算出しています。

部門別の削減量・削減率は、現在の地球温暖化対策を継続しながらも追加の対策は行わなかった場合の令和 12（2030）年度の将来排出量（現状趨勢（BaU））からの削減量に加え、各部門の削減可能量をふまえて算出した追加で必要となる削減量（追加対策分）を加味し、設定を行いました。

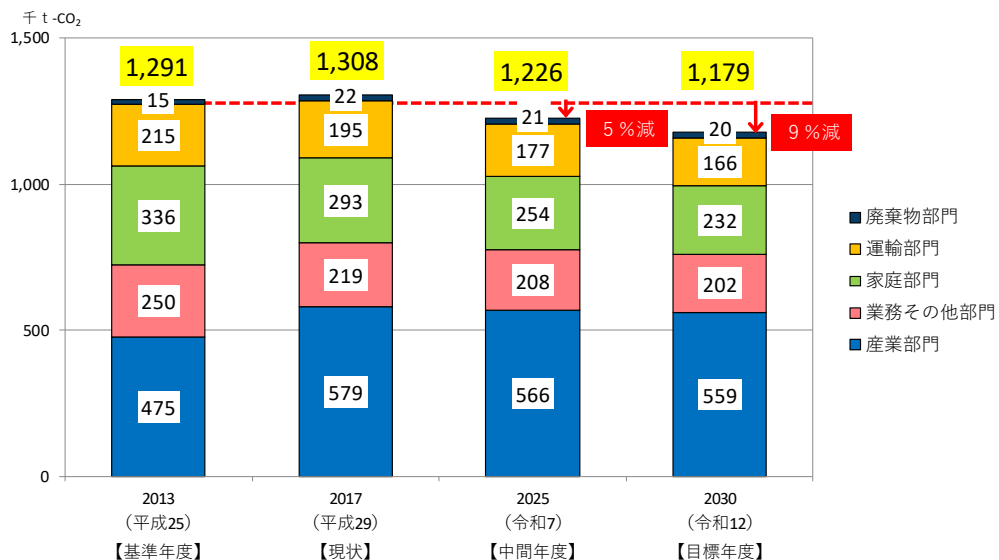
### （1）設定手順

- ① 現状趨勢（BaU）の試算
- ② 削減可能量の推計
- ③ 排出量の総量目標及び部門別目標量の設定

### （2）現状趨勢（BaU）の試算

- ・現在の地球温暖化対策を継続し、追加対策を行わない場合の将来排出量（令和 12（2030）年度）を推計しました。
- ・推計にあたっては、エネルギー消費量を予測根拠とする場合と、CO<sub>2</sub>排出量を予測根拠とする場合が考えられます。今回は、電力の排出係数の変化を受けないエネルギー消費量を根拠としました。
- ・過去のエネルギー消費量の推移には、これまでの地球温暖化対策や活動量の変化が表れているものと仮定しました。
- ・推計手法としては、直線回帰分析や重回帰分析等が考えられますが、過去のデータ点数が少ないため、過大な増減を示すことが多くなります。そのため、平成 22（2010）年度から平成 29（2017）年度の部門別エネルギー消費量の対前年増加率を算出の上、期間内における平均値を求めました。
- ・エネルギー消費量と CO<sub>2</sub> 排出量は比例関係にあるものと仮定し、平成 29（2017）年度の部門別 CO<sub>2</sub> 排出量に対前年増加率平均値を乗じて将来時点の予測を行いました。

### 現状趨勢（BaU）の推計結果



### (3) 削減可能量の推計

- ①市として啓発・普及等の対象（省エネ行動の拡大、省エネ設備・建築物への更新、公共交通機関利用など）となる取り組み、②国内の技術革新等に伴う設備・機器の高効率化、③電力の排出係数の改善について部門別に試算を行い、部門別の削減可能量を推計しました。
- 市として啓発・普及等の対象となる取り組みについては、令和元（2019）年度実施の市民アンケート及び事業者アンケートで把握された省エネ行動に対する今後の意向、省エネ設備等の導入意向から「導入を検討している、予定している」と回答したものを令和12（2030）年度までに確実に取り込んだ場合の削減可能量を推計しました。
- 国内の技術革新に伴う設備・機器の高効率化については、国地球温暖化対策計画に示されている削減可能量から活動量で按分を行いました。
- 将来の電力排出係数については、令和12（2030）年度0.370kg-CO<sub>2</sub>/kWh（国エネルギー基本計画等に基づく設定値）を用いました。
- なお、各部門で消費されるエネルギーに占める電力割合については、将来時点においても基準年度の平成25（2013）年度から大きな変化はないものと仮定しました。

#### 削減可能量の推計結果

単位：t-CO<sub>2</sub>

部門	令和12（2030）年度 削減可能量	令和12（2030）年度 電力排出係数改善
産業	79,557	35,312
業務その他	93,293	41,275
家庭	72,085	48,212
運輸	49,169	622
一般廃棄物	765	0
全体	294,869	125,421

### (4) 排出量の総量目標及び部門別目標量の設定

- 現状趨勢（BaU）の試算結果及び削減可能量の推計結果から部門別に削減目標量を推計しました。
- 部門別の削減比率は、国地球温暖化対策計画と概ね整合が取れるように配慮しました。そのため、産業部門や業務その他部門、家庭部門は削減ポテンシャル量が十分であっても過大な目標設定とならぬように調整を行いました。

【※具体的な数値については、p.78を参照してください。】

#### ○参考データ

項目	基準年度（平成25年度）	現状値（平成29年度）
① 市域のエネルギー消費量の原単位	産業：21.3 GJ/百万円 業務：3.0 GJ/m <sup>2</sup> 家庭：37.0 GJ/世帯 運輸：30.9 GJ/台	産業：24.1 GJ/百万円 業務：2.9 GJ/m <sup>2</sup> 家庭：33.8 GJ/世帯 運輸：27.9 GJ/台
② 市域の温室効果ガス排出量の原単位	産業：1.69 t-CO <sub>2</sub> /百万円 業務：0.29 t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> 家庭：3.33 t-CO <sub>2</sub> /世帯 運輸：2.13 t-CO <sub>2</sub> /台	産業：1.75 t-CO <sub>2</sub> /百万円 業務：0.25 t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> 家庭：2.77 t-CO <sub>2</sub> /世帯 運輸：1.92 t-CO <sub>2</sub> /台



## 【あ行】

## 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

## イノベーション

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

## エコドライブ

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

## エコライフ

環境にやさしい暮らし（ライフスタイル）をいう。具体的には、自動車の不要な利用を差し控える、バスや電車などの公共機関を利用する、水の節約を心がける、生ごみや食用油を流さない、商品の購入に当たってはリサイクル可能なものなど環境への負荷の少ないものを購入する、廃棄物の発生を少なくする、省エネルギーを心がけ二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の発生を抑制することなどがあげられる。

## エネルギー基本計画

平成 14（2002）年に制定されたエネルギー政策基本法に基づき、政府が策定するものであり、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すもの。

平成 30（2018）年に第 5 次となる見直しが行われ、エネルギー政策の基本である「3E（安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）+S（安全性）」の原則をさらに発展させ、より高度な「3E+S」、令和 12（2030）年に向けてエネルギーミックスの確実な実現を目指すこととしている。

## 温室効果ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC<sub>s</sub>）、パーフルオロカーボン類（PFC<sub>s</sub>）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の 7 種類としている。

## 【か行】

## 外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でマングース、ブラックバスなどが知られている。市内ではセイタカアワダチソウやオオブタクサなどがみられる。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「侵略的外来種」とよぶ。平成 27（2015）年 3 月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

## カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。

## 環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

## 環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。平成 30

(2018)年に第五次計画が閣議決定された。『第五次環境基本計画』はSDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画。SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしている。

地方公共団体は計画を策定する義務はないが、環境保全のための基本的な計画として、都道府県や市町村における計画策定が進んでいる。

### 環境基本法

環境行政を総合的に進めるため、環境保全の基本理念とそれに基づく基本的施策の枠組を定めた基本的な法律として平成5(1993)年に制定された。

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

### 環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

### 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

### 環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画(Plan)をたてて実行(Do)し、点検評価(Check)、見直し(Action)を行う仕組みで、このPDCAサイクルを繰り返す

うことで継続的な改善を図ることができる。代表的なものにISO14001やエコアクション21がある。(→茅ヶ崎市環境マネジメントシステム(C-EMS〔チームス〕)参照)

### 緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

### 気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として平成30(2018)年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

### 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる(光化学スモッグ)。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

### 固定価格買取制度

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

### 【さ行】

#### 再使用(リユース)

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

## 再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界の存在する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を排出しない（増加させない）地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

## 再生利用（リサイクル）

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

## 次世代自動車

運輸部門からの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、2030年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

## 自然環境評価調査

市域全体を対象として、良好な自然環境を指標する生きものの分布を調査し、自然環境を評価するために、本市が地域の専門家や市民の協力を得て行う調査のこと。

## 自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

## 指標種

自然環境評価調査における茅ヶ崎市らしい自然に生息・生育する代表的な種。環境（樹林・草地・水辺・海岸・主要河川・細流）ごとに選定されている。

## 循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法で定義されている。

## 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画で、平成30(2018)

年に第四次計画が閣議決定された。

『第四次循環型社会形成推進基本計画』においては、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げている。

## 省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

## 食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は、平成29(2017)年で約646万t発生しているとされており、日本人1人当たりに換算すると、お茶碗約1杯分(約139g)の食べ物が毎日捨てられている計算になる。

## 処理残渣

粗大ごみ処理施設等中間処理施設で処理された破碎ごみや中間処理により発生する可燃性の残渣等のことをいう。

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患（COVID-19）。令和元(2019)年に発生し、令和2(2020)年現在世界的に流行している。

## スクールエコアクション

茅ヶ崎市内の公立小中学校で実施している、環境についての学習や環境にやさしい活動について、学校全体として継続的に取り組むための仕組み。

## 生活排水処理率

住民基本台帳人口に対する生活排水処理人口の割合であり、農林水産省、国土交通省、環境省が毎年度調査している「汚水処理人口普及率」と同様の方法により、算出している。（下水道処理開始公示済み区域については、下水道への接続の有無にかかわらず下水道による処理人口として計算している。）

## 生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林



に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

### 生物多様性

遺伝子・種・生態系レベルなどで多くの生きものの種が存在すること。様々な生きものが存在する「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。

### 生物多様性基本法

平成 20（2008）年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。

生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

### 生物多様性国家戦略 2012-2020

「愛知目標」の達成に向けた日本のロードマップで、年次目標を含む日本の国別目標（13 目標）とその達成に向けた主要行動目標（48 目標）を定め、目標の達成状況を測る指標（81 指標）を設定している。また、令和 2（2020）年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、生物多様性を社会に浸透させる、地域における人と自然の関係を見直し再構築する、森・里・川・海のつながりを確保する、地球規模の視野を持って行動する、科学的基盤を強化して政策に結びつける、という「5つの基本戦略」を設定している。

### 【た行】

### 太陽光発電

シリコン等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

### 茅ヶ崎市環境マネジメントシステム (C-EMS〔チームス〕)

一事業者として自らの施策および事務・事業をはじめ、地球環境の保全と創造への先導的役割を担うため構築した茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステム。平成 17（2005）年 3 月に認証取得、運用していた ISO14001 から平成 22（2010）年度に移行した。令和 3（2021）年度より「C-EMS」を通じた市役

所温暖化対策～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～」として市役所温暖化対策と茅ヶ崎市環境マネジメントシステムの一体化を図り、運用を行う。

### 茅ヶ崎市総合計画

市の目指す姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めたもので、まちづくりの指針となるもの。

### 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である「みどりの基本計画」であるとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本計画である「生物多様性地域戦略」としても位置づけているもの。

### ちがさき都市マスタープラン

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、茅ヶ崎市の都市づくりの方針を定めた計画。

### 地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

### 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。平成 28（2016）年に閣議決定された。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。平成 10（1998）年 10 月の参議院本会議で可決され、公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献をすることを目的としている。

### 低炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化、ラ

イフスタイルやビジネススタイルの転換等を図ることにより、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の削減を実現した社会のこと。

#### 適応策

気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していく対策。自然災害対策や熱中症対策、ヒトスジシマカなどが媒介する感染症への対策などがある。

#### デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

#### 電力排出係数（CO<sub>2</sub>排出係数）

電力 1kWh を発電する際にどれだけの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を排出したかの目安となる。電力使用量（kWh）に電力会社の電力排出係数（kg-CO<sub>2</sub>/kWh）を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を算出する。

#### 特定外来生物

平成 16（2004）年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

#### 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区制度は、「都市緑地法」に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行動の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

#### 【な行】

#### 日本の約束草案

国連気候変動枠組条約第 19 回締約国会議（COP19）決定により、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）に十分に先立って提出することが各国に求められていた令和 2（2020）年以降の温室効果ガス削減目標のこと。

平成 27（2015）年 7 月 17 日に地球温暖化対策推進本部において、令和 12（2030）年度の中期削減目標を含む「日本の約束草案」を決定し、気候変動枠組条約事務局に提出し

た。

令和 12（2030）年度の中期削減目標として、「国内の排出削減・吸収量の確保により、温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比マイナス 26.0%（平成 17（2005）年度比マイナス 25.4%）の水準にすること」としている。

#### 燃料電池

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。燃料電池を応用した製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池車などがある。

#### 【は行】

#### バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみガラ等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

#### 発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要。

#### パリ協定

平成 27（2015）年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

**ヒートアイランド現象**

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらないことにより発生する。

なお、本計画では市街地の気温がアスファルトなどによる地表面の人工物化、自動車や空調機による人工排熱の増加などにより、周辺の農地や集落地に比べて高温を示す意味で用いている。

**不法投棄**

廃棄物を法令や条例に基づき適正に処理せず、みだりに道路や空き地(自らの土地を含む)等に捨てる行為。

**【ま行】****マイクロプラスチック**

一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類。近年は海洋生態系への影響が懸念されている。プラスチックごみが波や紫外線等の影響により小さくなることや、洗顔料や歯磨き粉にスクラブ剤として使われてきたプラスチックの粒子や合成繊維の衣料の洗濯等によっても発生する。製造の際に化学物質が添加されていたり、プラスチックの漂流の際に化学物質が吸着することにより、有害物質が含まれていることがある。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系に及ぼす影響が懸念されている。

**水循環基本法**

健全な水循環の維持または回復に向けた総合的な施策を推進するため平成 29 (2017) 年に制定された法律。

「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること」を目的としている。

**緑のまちづくり基金**

市と市民の方々をはじめ、企業・団体の方々からのご協力をいただき、資金を有効に活用し、市内に残された貴重な緑地を市民共有の財産として保全するための基金。

**【英数】****BOD (生物化学的酸素要求量)**

Biochemical Oxygen Demand の略称。水

中の有機物が好気性微生物 (バクテリア・プランクトン) によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

**COP**

締約国会議 (Conference of the Parties) を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

**IPCC**

気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)。昭和 63 (1988) 年に、国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5~7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

**4 R**

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce (リデュース: 発生抑制)」、「Reuse (リユース: 再使用)」、「Recycle (リサイクル: 再生利用)」の 3R に「Refuse (リフューズ: 要らないものを買わない・断る)」を加えたもの。

## 茅ヶ崎市環境基本計画

令和3（2021）年4月発行 500部

発行 茅ヶ崎市  
編集 環境部環境政策課  
〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号  
電話 0467-82-1111（代表）  
FAX 0467-57-8388  
ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



二次元バーコード